

公家鑑に関する基礎的考察

大倉精神文化研究所専任研究員

平井 誠二

目 次

はじめに

1 成立と変遷

(1) 成立 (2) 変遷

2 「雲上明鑑」と「雲上明覧大全」

(1) 「雲上明鑑」(万世雲上明鑑) (2) 「雲上明覧大全」(雲上明覧)

3 公家鑑の種類

(1) 公家鑑の種類とその分類 (2) 節用集に収載の公家鑑

4 公家鑑一覧

5 公家鑑の内容

(1) 内容 (2) 内容の正確さについて

6 記載情報の分析

(1) 記載情報の有用性について (2) 武家伝奏の雑掌 (3) 武家伝奏が執奏の社寺 (4) 購読者

7 典拠資料

おわりに

はじめに

公家鑑とは、江戸時代に民間の書肆から刊行された朝廷・公家に関する名鑑の総称であり、武家の武鑑にならって刊行されるようになったといわれる。主な内容は、天皇家・親王家・門跡・堂上諸家・朝廷の役人などに関する人名録である。個別の書名としては、後述するように延享年間（1744～48）頃までは「公家鑑」の書名が多く使われていたが、その一方で正徳年間（1711～16）頃から「雲上明鑑」の書名も使われ始め、天保年間（1830～44）からは「雲上明覧」、元治元年（1864）からは「都仁志喜」なども加わる。

公家鑑は毎年のように改訂され、江戸時代を通じて数多くの種類が刊行されたが、改訂版が刊行されれば旧版は用済みとして廃棄され、重要視されることがなかった。また、全国の諸大名を対象とした武鑑に比べて、公家鑑は記載内容が京都の朝廷関係に限定されていることから、刊行部数も比較的少なかったと考えられる。

公家鑑は民間の書肆から刊行されたことから、内容の正確さを疑問視する声も高いが、江戸中期以降

幕末までほぼ毎年のように改訂刊行されており、必要年度の情報を手軽に得られることは重宝である。情報量においても、当初から 100 丁近い紙数を持ち、後期には 180 丁を超える程のボリュームを有し、他の名鑑類からは得られない情報も多く、江戸時代の朝廷や公家社会研究の基礎資料として非常に重要であると考えられる。しかし、明治以降の影印刊行や翻刻刊行、研究等も下記の通りごく少なく、これまでほとんど注目を集めることが無かったといえよう。

影印刊行は、後述の節用集収載のものを除くと、管見の限りでは次の 3 部しか見あたらない。

- ①「(明治元年)雲上示正鑑」(吉野作造編『明治文化全集第 1 巻皇室篇』日本評論社、1928 年)
- ②「掌中雲上拔錦」⁽¹⁾(出版者不明、1936 年)
- ③「掌中雲上拔錦」(『近世京都の珍しい古地図 7 種』京を語る会、1975 年)

翻刻刊行は、わずかに 4 部である。

- ①「(明治元年)都仁志喜」(吉野作造編『明治文化全集第 1 巻皇室篇』日本評論社、1928 年)
- ②「(貞享 2 年)京羽二重巻五」⁽²⁾(『新修京都叢書』第二所収、臨川書店、1969 年)
- ③「(宝永 2 年)京羽二重巻一」(『新修京都叢書』第二所収、臨川書店、1969 年)
- ④中埜喜雄「御公家鑑・百官諸職・禁中故実」(京都産業大学法学会『産大法学』9-3、1975 年)

⁽³⁾先行研究も少ない。

- ①尾佐竹猛「明治元年の官員録」(明治文化研究会『新旧時代』第 1 年第 5 冊、1925 年)
- ②尾佐竹猛「雲上示正鑑都仁志喜解題」(吉野作造編『明治文化全集第 1 巻皇室篇』日本評論社、1928 年)
- ③栗田元次『綜合日本史大系第 9 巻 江戸時代上』(内外書籍、1927 年) 732 ~ 733 頁
- ④武部敏夫⁽⁴⁾「公家鑑」「雲上明鑑」「雲上明覧」(『国史大事典』第 2・4 巻、吉川弘文館、1980 年・83 年)

尾佐竹猛氏の①は、明治元年の官員録出版に至る前身として、各種名鑑類の出版状況を研究したもので、その一部として公家鑑 7 種を紹介している。②は「雲上示正鑑」「都仁志喜」を掲載した『明治文化全集第 1 巻皇室篇』の解題である。栗田元次氏は近世史家としてだけでなく、公家鑑の蒐集家としても有名であり、2 度の火災を経ながらも栗田文庫には貴重な公家鑑が多数所蔵されている。栗田氏は、家蔵の公家鑑を用いて③の第 5 章第 3 節で公家鑑の種類や武鑑との関係等について考察している。④の武部敏夫氏の論考は、辞書原稿という紙幅の制約された中にありながら、多様な種類をもつ公家鑑の全容を初めて解明したものであり、加うるに今後の研究展開へ向けて多くの示唆に富んだ内容となっている。

なお、武鑑⁽⁵⁾については、これまでに翻刻・影印・研究共に多数の成果が蓄積されており、たとえば藤實久美子『武鑑出版と近世社会』(東洋書林、1999 年)に代表されるような詳細な研究もある。さらに京都に関しては、附武家や賄頭など公家鑑と一部重複する情報も掲載した『京都武鑑』⁽⁶⁾が影印出版されている。公家鑑に関する今後の研究が待たれるところである。

1 成立と変遷

(1) 成立

公家鑑の成立については、いくつかの説が考えられるが定かではない。

まず、栗田元次氏は「その起源は詳でないが、寛永頃に公家の系譜を記した諸家伝の刊行があり、貞享の諸家知譜拙記の先容をなして居る位だから、武鑑と前後して出たことと察せられる。但貞享以前の公家鑑は未だ伝本に接しない⁽⁷⁾」と記している。堂上諸家の系譜を記した「諸家伝」などの刊行をもって公家鑑の起源に迫ろうとする説であるが、筆者はこれを考証するに足る史料を持たないので、ここでは紹介するに止める⁽⁸⁾。今後の研究を待ちたい。

武部敏夫氏によると、伝本として現存最古の公家鑑は、寛文7年(1667)の「御公家分限帳」であるとされている。筆者が作成した「公家鑑一覧」(後掲)でも、同書が最古である。これまでに、国立国会図書館本、栗田文庫本、国文学研究資料館史料館本(三井文庫旧蔵本)の三部が確認されている。全く同一の版本であり、いずれも刊記がない。

武鑑はそれより24年古く、寛永20年(1643)を現存最古としている(藤實前掲書)。武部氏は、公家鑑は武家の武鑑にならって刊行されたといわれるが、その関係は詳らかにされていない⁽¹⁰⁾。

この「御公家分限帳」については、彌吉光長氏が指摘しているところの、京都の書肆河野角丞が刊行した古武鑑の1種「屋敷付」⁽¹¹⁾全5冊の内の第1冊目と同じ本文であり、序文を削除して独立させたものであることが確認される。このことにより、伝本から見る限りにおいては、公家鑑は、武鑑成立期に各種の形態が試みられた内の1つとして、京都の書肆が刊行した武鑑の一部分として刊行が始まり、後に独立したものと推測が成り立ちそうである。

「公家鑑一覧」から明らかのように、その次に古いものは、延宝8年(1680)11月刊の『御公家鑑并位』(書肆前田茂兵衛、栗田文庫蔵)である。同書の序文には、次のように記されている。

それ御公家鑑世間に多シといへとも、そのあやまりあけてかそへかたし、古板あやまりなから、
(外題) けたい・袋などみな新板^(数)に^(数)に^(数)せて出し(後略)

同書は公家鑑の書名を持つものとしては現存最古であるが、この序文は延宝8年以前にも複数の公家鑑が刊行されていたことを窺わせている。

公家鑑の成立を考える上では、第3の可能性を指摘しておく必要がある。それは、朝廷内部で作成されていた名鑑類である。朝廷では、毎年正月元日に「雲井」「補略」を、2月1日に「現任一覧」「地下次第」「社家次第」「僧侶次第」を天皇に献上するのが慣例となっていた。「雲井」は、天皇・皇族・宮門跡・女官等の一覧。「補略」は、官位次第ともいい、公卿の官位補任の一覧。「現任一覧」は、朝廷の官職に就いている者の一覧であり、明治以降の「職員録」に相当する。「地下次第」は、地下官人の一覧。「社家次第」は、伊勢両宮・石清水・賀茂下上・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・梅宮・住吉・

日吉・吉田・祇園の15社の神官の一覧。「僧侶次第」は、院家、准院家、院室、准院室、出世、住侶、坊官、侍法師、侯人、承仕の一覧である。

これら朝廷で作られた名鑑類と民間書肆の公家鑑とを比較すると、公家鑑には、女官や「社家次第」の記述がないが類似点が多い。さらには、武鑑には大名の年齢表記を欠くことが多いのだが、公家鑑に天皇以下堂上諸家当主の年齢を記しているのは、これら朝廷の名鑑類の影響と思われる。

朝廷内部で作成されていた名鑑類が、形を変えて民間書肆から刊行された可能性も検討する必要がある。

(2) 変遷

以降の公家鑑の伝存状況を調べると、3、4年間連続して伝存しない期間もあるが、天和元年（1681）から明治元年（1868）までの188年間で、151年分の公家鑑の伝存が確認される。⁽¹²⁾

ちなみに、「公家鑑」の書名が使用された下限は、単著として筆者が直接確認したものではありません。延享元年（1744）の「雲上明鑑」（東京大学史料編纂所）の内題（目録題）を下限としている。⁽¹³⁾

一方、「雲上明鑑」の書名については、筆者が複写物で確認した限りでは正徳2年（1712）「万世雲上明鑑」（順天堂大学山崎文庫）、享保11年（1726）「雲上明鑑」（岩瀬文庫）、寛保3年（1743）「御公家鑑」（岩瀬文庫）、延享元年（1744）「雲上明鑑」（東京大学史料編纂所）が、いずれも内題（目録題）を「新校正御公家鑑」としながらも、「新板改正万世雲上明鑑」の題簽⁽¹⁴⁾を付けていた。これらの書肆が共に出雲寺和泉掾であることから、遅くも正徳2年（1712）までに、出雲寺和泉掾がまず外題として「雲上明鑑」の書名を使用し始めたと考えられる。やがて、寛延2年（1749）になると「改正雲上明鑑」の書名が内題（序題・目録題）にも使用されるようになり、定着していく。

当初1冊であった公家鑑⁽¹⁶⁾は、この頃次第に内容を充実させ、宝暦8年（1758）刊行の「雲上明鑑」に至り速水房常が増補して2冊本とし、情報量が飛躍的に増大した。これ以降の公家鑑は2冊本が主流となり、江戸後期の代表的公家鑑である「雲上明覽大全」（天保8年以降刊行）も2冊本として刊行された。

2冊本の公家鑑は詳細な内容と情報量の多さを競ったが、その一方で携帯には不便となった。そのため、逆に、宝暦12年（1762）の「懷玉雲上要覽」や、天保3年、同4年（1832、33）の「雲上明覽」、「年々改正袖中雲上便覽」（弘化元年以降）、「掌中雲上抜錦」（慶応2年）、「齋懷玉雲上示正鑑」⁽¹⁷⁾（明治元年カ）のように、記載内容を厳選した1枚刷りの公家鑑が刊行されたこともあるが、あまり定着はしなかったようである。さらに幕末になってくると、「袖中雲上便覽」（弘化元年以降）、「都仁志喜」（元治元年以降）、「雲上便覽大全」（慶応2年以降）、「雲上便覽御役之部」（慶応4年）など携行に便利な横本（半紙三つ切本）や、「銅鑄雲井照覽」（慶応2年）、「公武鑑」（慶応年間）の様な折り本の公家鑑も各種刊行されるようになった。

読者が公家鑑を手にして、記載の所々に出向いていた事が窺える。文久3年（1863）「袖中雲上便覽」の「序」には、「凡そ官途の人、常に一本を袖中に収め、遺恩に備へ勿卒に応ずれば、尊卑名称の弁を

謬ること無し（原漢文）」とある。

2 「雲上明鑑」と「雲上明覽大全」

次に、公家鑑を代表する「雲上明鑑」と「雲上明覽大全」について若干の整理をしておきたい。

(1) 「雲上明鑑」(万世雲上明鑑)

先に刊行が始まったのは「雲上明鑑」である。前述したように、宝暦8年(1758)に出雲寺和泉掾が刊行を開始した。内題を「新刊雲上明鑑」、外題を「(新刊増補)万世雲上明鑑」とする。

「雲上明鑑」の刊行に至る経緯について、下橋敬長は「維新前の宮廷生活続稿」において、次のように話している。

一 雲上明鑑

始め新撰公家要覽と称しましたが、元禄の頃になりましては新撰公家当鑑と改め、宝永の比より寛保に至りましては御公家鑑と更に改め、寛延年間より始めて雲上明鑑と称しまして、慶応四年(明治元年)に及んだのであります。⁽¹⁸⁾

以下に、下橋敬長の話を検証すると、貞享3年(1686)刊「新撰公家要覽」(筆者蔵)は、落陽書肆北村八郎兵衛・吉田三郎兵衛の出版で、次の序が付せられている(原漢文、右側の書き下しは筆者)。

新撰公家要覽序

向有公家鑑梓行以今視之家々方所人人存亡多難以徵之矧於位職之遷轉乎哉故挾之者疑惑不為少因改之題曰新撰公家要覽今而後有變革則又改刊欲告于四方 鳳闕之規式爵位之事實遠人悉叵知之乎乃為以有職童蒙抄附于後敢匪示大方之家暫遊于斯土者冀乎不勞卿導焉書肆某需小序於余記其所言而遣之貞享三夏之孟

洛下処士某

新撰公家要覽序

さきに公家鑑有りて梓行す。今を以て之を視るに、家々の方所、人々の存亡多く、以て之を徴とし難し。いわんや位職の遷轉に於いてをや。故に之を挾む者の疑惑少なしとせず。因って之を改め題して新撰公家要覽と曰ふ。今よりして後變革有るときは、則ち又改刊して四方に告げんと欲す鳳闕の規式・爵位の事實、遠き人悉く之を知りがたからんか。なんじの為に有職童蒙抄を以て後に附す。あえて大方の家に示すにあらず。しばらく斯の土に遊ぶ者の冀わくば卿導を勞せざらんことを。書肆 某小序を余に需め、其の言ふ所を記して之を遣る。貞享三 夏の孟

洛下処士某

序の中で、書名を「題して新撰公家要覧と曰ふ」と記している。元禄2年(1689)の「新撰公家要覧」も同じ書肆から刊行されたもので、年記が「元禄二仲夏下旬」となっている以外は、全く同文の序を付している。

正徳6年(1716)の「新改正当御公家鑑」は書肆が出雲寺和泉掾の出版に変わっているが、その序は、前掲「新撰公家要覧」(貞享3年、元禄2年)の序の前半部分の8行目「事実遠人悉叵知之乎」までとほぼ同文であり(それ以降を省略している)、「題して新撰当公家鑑と曰ふ」とある。

後年、出雲寺和泉掾が刊行する「新刊雲上明鑑」(文化13、嘉永3、文久3年等を確認)の序も、下記に示したとおり、「新改正当御公家鑑」(正徳6)の序とよく類似した文章であり(原漢文、書き下しは筆者)、「題して新刊雲上明鑑と曰ふ」とある。

新刊雲上明鑑序

向有公家鑑梓行以今視之家々第宅人々存在多難以徵之矧於官職之遷轉乎哉故挾之者疑惑不為少因改之題曰新刊雲上明鑑自今之後每有転遷昇進輒改刊欲告于四方叙位任官之事實遠近悉易知之乎

新刊雲上明鑑序

さきに公家鑑有りて梓行す。今を以て之を視るに、家々の第宅、人々の存在多く、以て之を^{しるし}徴とし難し。いわんや官職の遷轉に於いてをや。故に之を挾む者の疑惑少なしとせず。困って之を改め題して新刊雲上明鑑と曰ふ。今よりして後転遷昇進有る毎に、^{たやす}輒く改刊して四方に告げんと欲す。叙位任官の事実、遠近悉く之を知り易からんか。

書肆が北村八郎兵衛・吉田三郎兵衛から出雲寺和泉掾に変わっているが、「新撰公家要覧」と「新改正当御公家鑑」は同一系統にあり、「新刊雲上明鑑」はその改訂版であるとの下橋敬長の指摘は正しいといえよう。

なお、武部敏夫氏は、「雲上明鑑」について、「(新板改正)万世雲上明鑑」を増補改訂したもので、以後慶応年間まで逐次改訂刊行され、その間、速水常忠が校訂者となったこと、初めて編者名を明らかにした、板元が連城堂を経て、東本願寺蘭教館に移ったことなどを指摘されている。⁽¹⁹⁾

本願寺が板元になったことについては、有職故実家勢多章甫(1830～94)が次のような指摘をしている。

雲上明鑑といふ書は、元は本願寺より其寺格の賤しからざるを、諸国の信徒に知らしむる為に彫刻したる物にて⁽²⁰⁾(後略)

本願寺は、慶長7年(1602)に徳川家康が烏丸六条の地を教如に与えたことにより、別寺を建立し

東本願寺（大谷派）が成立した。これにより、元の本願寺は、西本願寺（本願寺派）と通称されることとなった。幕府は東本願寺を支持したが、朝廷は本願寺（西本願寺）－東本願寺と本末の序列を定めていた。勢多章甫によれば、東本願寺は、准門跡の項で自寺を西本願寺の前に記述した「雲上明鑑」を刊行することにより、寺格の正しさを主張したものと見えよう。

さて、この「雲上明鑑」は上下2冊本であり、公家鑑は従来1冊本であったものが、これ以降2冊本が主流となる。

なお、「雲上明鑑」刊行の下限について、下橋敬長は慶応4年（1868）に及んだと話しているが、現存するのは慶応3年（1867）までである。

(2) 「雲上明覽大全」(雲上明覽)

「雲上明覽大全」は、天保8年（1837）に西本願寺の光徳府竹原好兵衛が刊行を始め、のちに光徳府の編集刊行となる。内題を「雲上明覽大全」、外題を「(年々改正) 雲上明覽大全」とする。

「雲上明覽大全」について、下橋敬長は「維新前の宮廷生活続稿」において、次のように話している。

一 雲上明覽

天保八年に始めて出版致しまして、慶応四年に至って居ります。然し其の間外国交易のために、文久元年より主上中宮の御名並に御歴代の御系図等を除きました。その後慶応三年に成りまして、主上中宮の御名を旧に復し、同四年（明治元年）には御歴代の御系図も亦旧に復せられました。此の年を以て明覽の最後と致します。⁽²¹⁾

刊行の下限について、武部氏は慶応3年（1867）まで補訂、刊行されたとしているが、⁽²²⁾下橋敬長の指摘するように、慶応4年（明治元年）まで現存している。

内容については、西本願寺を東本願寺の前に序列したことを第一の特徴としている。下橋敬長「維新前の宮廷生活続稿」では、編者武田勝蔵が次のような指摘をしている。

翁（下橋敬長、筆者注）のお話に拠りますと、雲上明鑑の方は其の出版費を東本願寺の方で支出して居り、其の「准門跡」の条に於て、必ず東本願寺御門跡、西本願寺御門跡の順序に記載してあります。然し天保八年よりの雲上明覽は、是れに反して西本願寺の方で出版費を支出して居り、其の「准門跡」の条には本願寺御門跡・東本願寺御門跡と記載してあります。又明覽は神代五代より御歴代の御名、四親王家、諸門跡の略系図（系圖）、内裏の平面図等を始め明鑑に比しては、遙かに詳記してありますそれ故に天保八年明覽が出版せられてより明鑑の方は、とんと売れ行きが悪く成って来たといふ事でありませう。⁽²³⁾

「雲上明覽」の特徴としては、他にも、歴代天皇一覽、親王家・諸門跡・堂上諸家の世系や法脈および諸家分派の略図を掲げて系譜記事を増補したこと、朝廷の諸役人中に職事を加えたこと、親王家以下諸門跡・堂上諸家の記事中に合印・菩提所・家業を加えたこと、堂上諸家の家礼門流一覽を付載したことなどが挙げられる。

このように、先行していた「雲上明鑑」よりも情報量を増加させたことにより、読者層の高い評価を受け、刊行部数を伸ばし、天保8年以降慶応4年まで毎年欠かすことなく改定・刊行された。逆に「雲上明鑑」は部数を減らすことになった。現存する版本からは、天保10年、11年、12年、13年、14年、弘化元年、2年、4年、嘉永元年、安政2年、3年、慶応元年については刊行が確認出来ない。他の年についてもわずかの部数しか現存していない。

さて、大きな影響を与えた天保8年(1837)の「雲上明覽大全」の刊行には、実は12年間に及ぶ伏線があったものと考えられる。「雲上明覽大全凡例」の第一に「往年雲上明鑑といえる書、書林より出て世に流布せしも、故ありて、そは埋れたり、^{たまたま}適同し題号の書あつて間見聞すといへとも…」とある。西本願寺光徳府は、文政9年(1826)に「新刊雲上明鑑」と題した公家鑑を刊行したことがあった。内題を東本願寺の「(万世)雲上明鑑」と同じく「新刊雲上明鑑」とし、外題を「(増補新撰)万代雲上明鑑」とする類似の別本である。この「万代雲上明鑑」は、後の「雲上明覽大全」と同様に、西本願寺を東本願寺の前に序列し、新たに歴代天皇の一覽と堂上諸家の世系および家業を記載するなどの工夫を凝らしている。凡例にいう「往年」とは文政9年(1826)のことであり、「書林」とは西本願寺光徳府自身を指している。「適同し題号の書」とは、宝暦8年(1758)から刊行されていた東本願寺系の「(万世)雲上明鑑」である。「故ありて、そは埋れたり」とは、先行していた東本願寺が、同じ書名の「雲上明鑑」を刊行した西本願寺光徳府に対してクレームを付け、単年度で刊行中止に追い込まれたことを指すものではないかと思われる。その為であろうか、本書は宮内庁書陵部にわずかに1部現存するのみである。⁽²⁴⁾

西本願寺光徳府が、この時から12年の雌伏期間を経て、⁽²⁵⁾満を持して刊行したのが「雲上明覽大全」であろう。詳細は今後の研究を待ちたい。

3 公家鑑の種類

(1) 公家鑑の種類とその分類

尾佐竹猛氏は、公家鑑を本の形態により2種類の系統に分類した。⁽²⁶⁾1つは、半紙半截型縦本であり、「雲上明覽」「雲上明鑑」「雲上便覽」などがこれに分類される。もう1つは、横本(半紙三つ切本)であり、「都仁志喜」などが該当する。

一方、武部敏夫氏は、公家鑑をその記載情報の精粗により2種類に分類し、その主要なものとして下記の通り19種類紹介している。

詳しいもの

- 『御公家分限帳』寛文7年(1667)
- 『御公家鑑並位』延宝8年(1680)
- 『太平京鑑』天和元年(1681)
- 『官位補略』貞享2年(1685)
- 『御公家鑑』貞享3年(1686)
- 『新撰公家要覧』貞享3年(1686)
- 『改正御公家当鑑』元禄末年
- 『新改正当御公家鑑』(外題は「新校改正万世雲上明鑑」)宝永年間(1704～11)
- 『万世雲上明鑑』(外題は「新刊増補万世雲上明鑑」)宝暦8年(1758)
- 『万代雲上明鑑』(外題は「増補新撰万代雲上明鑑」)文政9年(1826)
- 『雲上明覧大全』天保8年(1837)
- 『都仁志喜』元治元年(1864)
- 『雲上便覧大全』慶応3年(1867)
- 『雲上示正鑑』(内題は「懷玉雲上示正鑑」)明治元年(1868)

簡略なもの

- 『(懷玉)雲上要覧』宝暦年間(1751～64)
- 『(年々改正)袖中雲上便覧』天保年間(1830～44)
- 『雲上録』文久～慶応年間(1861～68)
- 『雲上一覧』文久～慶応年間(1861～68)
- 『雲井照覧』文久～慶応年間(1861～68)

しかし、各種の目録類では、必ずしもこの書名では見いだし得ない場合がある。

江戸時代の版本の常として、書名は特定しにくい。外題は印刷外題(題簽)を貼付するのが普通であるが、剥がれてしまい、書外題とされているものも多い。内題は、見返、扉、巻頭、巻末などに表記されるが、序文や凡例・目録中に表記されることもあり、それらが微妙に異なっている場合が多い。下小口に略書名が記されていることもある。また書名には冠称(角書)が付くことも多い。

後掲「公家鑑一覧」からも分かるように、公家鑑は毎年のように刊行され、それらが全国各地の図書館等に所蔵されている。しかし、各所蔵機関により、あるいは採録時期により目録の取り方が不統一であり、同一書名でも内容が異なる別本であったり、その逆に同一版本に全く別の書名が付されている場合もある。書名や内容は、目録類からでは確認しきれない。筆者も各地の公家鑑のごく一部を閲覧したに過ぎない。したがって、以下の記述は必ずしも公家鑑の全容を紹介するものではないことを明記しておかなければならない。

さて、公家鑑の概要を知るための基礎作業として、武部氏の御教示とは別のアプローチを試みた。ま

ず、国文学研究資料館の国書基本データベースより「名鑑」を検索したところ、2,899件がヒットした。この内、書名情報のみから、公家・朝廷関係らしきものを198件抽出した。さらに、198件の中から、版本の公家鑑らしきものを抽出し、重複する書名等を整理したのが以下の一覧である。⁽²⁷⁾ちなみに、冠称(角書)は「別書名」に統一した。

本タイトルで全35種類になるが、現物で確認していないので、別書名により内容が異なるものや、本稿が研究対象とする公家鑑とは全く無関係のものも含んでいると思われる。⁽²⁸⁾しかし一応の参考程度にはなるかと思う。なお、書名の読みは同データベースによったが、これも検討の余地があろう。

雲上一覧(うんじょういちらん)

雲上鑑(うんじょうかがみ)

雲上享保集(うんじょうきょうほうしゅう)

雲上示正鑑(うんじょうじせいかがみ)

別書名…懐玉(かいぎょく)～、慶応新刻(けいおうしんこく)～

雲上当時鈔(うんじょうとうじしょう)

雲上抜錦(うんじょうぼつきん)

別書名…掌中(しょうちゅう)～

雲上分限帳(うんじょうぶんげんちょう)

雲上便覧(うんじょうべんらん)

別書名…年々改正袖中(ねんねんかいせいしゅうちゅう)～

雲上便覧御役之部(うんじょうべんらんおやくのぶ)

雲上便覧大全(うんじょうべんらんたいぜん)

別書名…増補改正(ぞうほかいせい)～

雲上明鑑(うんじょうめいかん)

別書名…改正(かいせい)～、新改正当(しんかいせいとう)～、新改正万世(しんかいせいばんせい)～、新刊(しんかん)～新刊増補万世(しんかんぞうほばんせい)～、新校改正万世(しんこうかいせいばんせい)～、新板改正万世(しんばんかいせいばんせい)～、増補新撰万代(ぞうほしんせんばんだい)～、万世(ばんせい)～、万代(ばんだい)～

雲上明覧(うんじょうめいらん)

別書名…万世(ばんせい)～

雲上明覧大全(うんじょうめいらんたいぜん)

別書名…年々改正(ねんねんかいせい)～

雲上要覧(うんじょうようらん)

別書名…懐玉(かいぎょく)～

御公家鑑(おくげかがみ) → 公家鑑もみよ

別書名…新改正当（しんかいせいとう）～、新校正（しんこうせい）～

御公家鑑並位（おくげかがみならびにくらい）

御公家当鑑（おくげとうかん）

別書名…改正（かいせい）～

御公家分限帳（おくげぶんちよう） →公家分限帳もみよ

官位補略（かんいぶりやく）

京羽二重（きょうはふたえ）

公卿名鑑（くぎょうめいかん）

公卿名簿（くぎょうめいぼ）

公家一覧（くげいちらん）

公家鑑（くげかがみ） →御公家鑑もみよ

別書名…万世（ばんせい）～

公家衆当代名乗（くげしゅうとうだいなのり）

公家当鑑（くげとうかん）

別書名…新撰（しんせん）～

公家分限帳（くげぶんちよう） →御公家分限帳もみよ

公家名鑑（くげめいかん）

公家要覧（くげようらん）

別書名…新撰（しんせん）～

雲井照覧（くもいしょうらん）

別書名……銅鑄（どうせん）～

公武鑑（こうぶかん）

別書名……改正（かいせい）～

太平京鑑（たいへいきょうかがみ）

当御公家鑑（とうおくげかがみ）

別書名…新版改正（しんぱんかいせい）～

万世雲上明鑑（ばんせいうんじょうめいかん） →雲上明鑑もみよ

都仁志喜（みやこにしき）

さて、尾佐竹猛氏の形態分類や、武部敏夫氏が整理されたところの、記載情報の精粗による分類とは別に、内容から二種類に分類することも出来そうである。1つには、朝廷の位階官職を中心とした内容のもので、「官位補略」や「京羽二重」「雲上便覧御役之部」などがこれに含まれる。今1つは公家諸家の名鑑を中心としたもので、「御公家鑑」の系統（総合的内容ではあるが）がそれである。「雲上明鑑」や「雲上明覧大全」等の2冊本になると、上巻は朝廷の位階官職を中心とした内容、下巻は公家諸家の名鑑と

いえよう。この2つの系統は、明治以降になり、前者は「官員録」へと、後者は「華族系譜」へと別れていくことになる。

(2) 節用集に収載の公家鑑

公家鑑は、単独で刊行されただけでなく、節用集の中に付録として収載されたものがある。網羅的に調査したわけではないが、『節用集大系』(全100巻、大空社、1993～95年)その他若干のものを調べただけでも10点以上の公家鑑を指摘することが出来る。

節用集とは室町期に成立した国語辞書であるが、改訂が繰り返される中で、慶長16年(1611)刊『節用集』(『節用集大系』第3巻、以下は巻数のみ記す)、寛永12年(1635)刊『二体節用集』(第6巻)などのように、いろは順の最後「京」の部に、京都の東西、南北の町小路名を記し、巻末記事に「帝王称号」「院号」「春宮号」「親王号」「將軍号」の唐名一覧を載せるものが現れた。これが後に公家鑑を付録とする濫觴であろう。いろは順の「京」の部に、京都の東西、南北の小路名を記しているのは、ほかにも寛文5年(1665)刊『真草二行節用集』(第11巻)、寛文10年(1670)刊『頭書増補二行節用集』(12巻)、延宝2年(1674)刊『二行節用集』(第12巻)、延宝8年(1680)刊『新刊節用集大全』(第16巻)などがある。

節用集は、元禄初年頃から、簡便な国語辞典に特化するものと、付録として日用的・教養的文章を多数収載して百科事典的な大判で大部なものへと発展するものに分化していく。後者に公家鑑が掲載されるようになる。元禄3年(1690)刊『頭書大益節用集綱目』(22巻)では、未だ公家鑑とは謳っていないが、附録に「公家々領」「公家衆之次第」「諸官位」「禁中図説」「禁中図」を載せている。「公家々領」は、堂上諸家・門跡寺院・比丘尼御所の石高、「公家衆之次第」は、摂家・清華以下の家格別の家名とその読み方、「諸官位」は、関白以下の官職名とその読み方や解説、「禁中図説」は禁裏諸御殿の説明、「禁中図」は禁裏の平面略図である。

管見の限りでは、元禄10年(1697)刊『頭書増字節用集大成』(第23巻)が公家鑑を付録とした初見である。後付の附録に「当時禁中図説」「改正公家鑑」を収載している。内容は元禄10年のもので、今上皇帝、仙洞御所、女院御所、准后御所、親王方、御門跡方親王、御摂家、摂家御門跡、准御門跡、姫宮方、比丘尼御所、清華以下の堂上諸家、蔵人衆、両局の各項目に分かれている。諱の記載は女院までで、それ以下は家名、屋敷地、家領高が記されている。

元禄13年(1700)刊『頭書増補節用集大全』(第24巻)、享保15年(1730)刊『満字節用書翰宝蔵』(第28巻)は後付の附録に「当時禁中図説」を載せている。

元文5年(1740)刊『森羅万象要字海』(第30巻)は、頭書に「改正公家鑑」「禁裏諸式」「仙洞御所諸式」「天子之御親戚」「官位の大概」「大内裏御造営」などを収載している。「改正公家鑑」の内容は元文5年のもので、今上皇帝、女御御方、親王方、御摂家方、清華衆以下の堂上諸家、蔵人、両局、御門跡方、摂家門跡方、准御門跡、姫宮方、比丘尼御所の各項目に分かれている。元禄10年(1697)『頭書増字節用集大成』と比較すると、諱の記載は摂家までに増え、公家衆は屋敷地の記載が無い代わりに

家紋と位階官職が記されている。

以降、公家鑑を収載した節用集は以下の通りである。

- 寛延3年（1750）刊『永代節用大全』（東北大学附属図書館狩野文庫）、頭書に「改正御公家鑑」（寛延2年分）。
- 宝暦2年（1752）刊『永代節用大全無尽蔵』（第31巻）、前付の附録に「改正御公家鑑」（宝暦2年分）。
- 天明2年（1782）原板・寛政7年（1795）補刻刊『万代節用字林蔵』（第40巻）、頭書に「御公家鑑」（天明元年分）。
- 寛政11年（1799）刊『大豊節用寿福海』（第49巻）、前付の附録に「御公家衆次第」（抜は「公家鑑」とある）これは、摂家以下の堂上諸家と六位蔵人の家名を列記した簡略なもので、人名の記載は無い。内容年代不明。
- 寛政13年（1801）刊『都会節用百家通』（前掲『産大法学』9-3）、頭書に「御公家鑑」（寛政9年分）。
- 天明4年（1784）原板・寛政11年（1799）刊『倭漢節用無双囊』（第50巻）、前付の附録に「公家百官名尽」「禁裏之凶并説」「改正御公家鑑」（内容年代不明）。
- 天明8年（1788）原板・享和2年（1802）刊『万宝節用富貴蔵』（第51巻）、前付の附録に「御公家鑑」（享和元年分）。
- 文政4年（1821）官許・嘉永2年（1849）刊『大成無双節用集』（第74巻）、本文上段に「畧御公家鑑」（内容年代不明）。
- 天保2年（1831）刊『永代節用無尽蔵』（東北大学附属図書館狩野文庫）、上巻の附録に「雲上要覧」（天保2年分）。目録には「諸家御公卿鑑」、「雲上要覧」の末尾には「御公家鑑」とある。
- 嘉永2年（1849）刊『大日本永代節用無尽蔵』（第75巻）、上巻の附録に「雲上要覧」（嘉永2年分）。
佐藤貴裕氏の研究⁽²⁹⁾によると、文政元年（1818）刊『倭節用悉皆囊』と、文政7年（1824）に版權問題化した『倭節用集悉皆囊』の付録にも「公家鑑」を載せているようである。さらに、『都会節用百家通』の文政2年再板本にも頭書付録に「御公家鑑」を載せているが、東西本願寺の順序が異なる異本が出回っている。注(24)に記したように、文政8年（1825）に東西両本願寺が係わった節用集の出版訴訟があった。文政9年刊『倭節用集悉改大全』の付録から「公家鑑」が別の付録に差し替えられたのはこの事件の影響と考えられるようだ。以降、節用集の付録への「公家鑑」掲載は慎重にならざるを得なくなったようである。天保2年（1831）原板・嘉永2年（1849）再刻刊『大日本永代節用無尽蔵』が上巻付録の公家鑑を「雲上明覧」と記しているのも、この影響かと思われる。

なお、佐藤貴裕氏は、「文久元（一八六一）年十月七日、江戸では公家鑑・武鑑の内容にかかわる触れが出たらしい」との情報が大坂に伝わったことを記しているが、『幕末御触書集成』（岩波書店）では、この触を確認出来なかった。

4 公家鑑一覧

前節に示した公家鑑諸本の内から目録類で主要なものを検索したところ、1,100 部余の情報が得られた。この内から年代の判明するもの約 960 部について、刊行年順に並べ、所蔵機関を注記したのが以下の表である。

凡 例

1. 本表の典拠は、『国書総目録』『古典籍総合目録』その他各種目録類、および国文学研究資料館を始めとする各機関の公開データベース、著者自身の調査データ等によった。非常に煩雑になるので、個々の典拠資料名の表記は省略した。
2. 書名表記は、上記典拠の表記に従っているために、不統一である。当然の事ながら、単一の公家鑑を複数の典拠から採録したものも多いが、典拠資料により表記にバラツキがある場合は、いずれか一つを採録した。
3. () 内には、年記情報、セット本の端本情報、および所蔵機関名などを記した。所蔵機関名の表記は、原則として『国書総目録』および国文学研究資料館の古典籍総合目録の略称に拠った。なお、平井・田中・松田・高埜は個人所蔵である。
4. 刊行年については、直接に内容を確認したごく一部の版本については、目録の誤りを訂正した。その他は目録類の記載年次をそのまま採用した。しかし、各所の目録の中には、何年間も繰り返し使われている序文等の年記を採録している場合があり（宝暦 8 年や天保 8 年が多いのはそのため）、原本を確認しないと正しい刊行年が分からないものがあること、さらに、2 冊セット本の場合、両冊の刊行年次が異なっている場合があることも指摘しておく。
5. 刊行年不詳のものは省略した。

公 家 鑑 一 覧

西暦	年号	干支	公家鑑 (所蔵)
1661	寛文元	辛丑	
1662	寛文 2	壬寅	
1663	寛文 3	癸卯	
1664	寛文 4	甲辰	
1665	寛文 5	乙巳	
1666	寛文 6	丙午	
1667	寛文 7	丁未	御公家分限帳 (史料館・栗田・国会)
1668	寛文 8	戊申	
1669	寛文 9	己酉	
1670	寛文 10	庚戌	
1671	寛文 11	辛亥	
1672	寛文 12	壬子	
1673	延宝元	癸丑	

西暦	年号	干支	公家鑑 (所蔵)
1674	延宝2	甲寅	
1675	延宝3	乙卯	
1676	延宝4	丙辰	
1677	延宝5	丁巳	
1678	延宝6	戊午	
1679	延宝7	己未	
1680	延宝8	庚申	御公家鑑并位 (栗田)
1681	天和元	辛酉	太平京鑑 (栗田・大東急)
1682	天和2	壬戌	
1683	天和3	癸亥	太平京鑑 (天理)
1684	貞享元	甲子	
1685	貞享2	乙丑	官位補略 (栗田)、京羽二重卷五 (『新修京都叢書』第二所収)
1686	貞享3	丙寅	新選公家要覧 (平井・静嘉)、御公家鑑 (写本、栗田)、御公家鑑 (宮書)、公家要覧 (国会・東大)
1687	貞享4	丁卯	
1688	元禄元	戊辰	
1689	元禄2	己巳	新撰公家要覧 (栗田・弘前図)
1690	元禄3	庚午	
1691	元禄4	辛未	新選公家要覧 (史料館旧三井)、公家要覧 (茶図成實・阪急池田)
1692	元禄5	壬申	
1693	元禄6	癸酉	
1694	元禄7	甲戌	
1695	元禄8	乙亥	
1696	元禄9	丙子	新撰公家当鑑 (栗田)、公家当鑑 (幸田成友)
1697	元禄10	丁丑	公家当鑑 (九大)、改正公家当鑑 (『頭書増字節用集大成』所収)
1698	元禄11	戊寅	公家要覧 (史料館)
1699	元禄12	己卯	元禄十二年の雲上明鑑 (写本、宣長記念館)
1700	元禄13	庚辰	新撰公家当鑑 (史料館旧三井)、公家当鑑 (九大)、雲上便覧 (岩瀬)、御公家当鑑 (写本、栗田)
1701	元禄14	辛巳	
1702	元禄15	壬午	
1703	元禄16	癸未	
1704	宝永元	甲申	
1705	宝永2	乙酉	京羽二重卷一 (『新修京都叢書』第二所収)
1706	宝永3	丙戌	
1707	宝永4	丁亥	
1708	宝永5	戊子	新改正当御公家鑑 (上下、史料館旧三井)、改正公家鑑・大日本国海陸之記 (栗田)、雲上明鑑 (栗田)、公家鑑 (神宮)、当御公家鑑 (国会・史料館)
1709	宝永6	己丑	
1710	宝永7	庚寅	
1711	正徳元	辛卯	雲上明鑑 (栗田)、公家鑑 (神宮)
1712	正徳2	壬辰	万世雲上明鑑 (順天大山崎)
1713	正徳3	癸巳	御公家鑑 (国会・京大・東大)
1714	正徳4	甲午	雲上明鑑 (刈谷図村上・東大史料)
1715	正徳5	乙未	新校正御公家鑑 (史料館旧三井)
1716	享保元	丙申	新改正当御公家鑑 (平井)、当御公家鑑 (九大)、雲上便覧 (岩瀬)
1717	享保2	丁酉	雲上明鑑 (栗田)
1718	享保3	戊戌	雲上当時鈔 (写本、内閣・天理)
1719	享保4	己亥	御公家鑑 (国会・東大)

西曆	年号	干支	公家鑑 (所蔵)
1720	享保5	庚子	雲上明鑑 (栗田・東大史料)
1721	享保6	辛丑	
1722	享保7	壬寅	
1723	享保8	癸卯	
1724	享保9	甲辰	雲上明鑑 (栗田)、新改正当御公家鑑 (龍谷)
1725	享保10	乙巳	
1726	享保11	丙午	雲上明鑑 (岩瀬・大阪府)、万世公家鑑 (大阪市大森)
1727	享保12	丁未	
1728	享保13	戊申	
1729	享保14	己酉	雲上明鑑 (栗田)、御公家鑑 (国会・東大)、新板改正万世雲上明鑑 (一橋)
1730	享保15	庚戌	
1731	享保16	辛亥	新改正当御公家鑑 (田中)、新校正御公家鑑 (酒田光丘)、雲上享保集 (東大)
1732	享保17	壬子	
1733	享保18	癸丑	雲上明鑑 (東大法研)
1734	享保19	甲寅	
1735	享保20	乙卯	雲上明鑑 (東大史料)、新校正御公家鑑 (弘前図)、当御公家鑑 (矢口米三)
1736	元文元	丙辰	新校正御公家鑑 (久留米図)
1737	元文2	丁巳	御公家鑑 (宮書)
1738	元文3	戊午	新改正万世雲上明鑑 (久留米図)
1739	元文4	己未	雲上明鑑 (栗田)
1740	元文5	庚申	新校正御公家鑑 (三康図)、改正公家鑑 (『森羅万象要字海』所収)
1741	寛保元	辛酉	御公家鑑 (石川県歴博大鑑)
1742	寛保2	壬戌	御公家鑑 (宮書)
1743	寛保3	癸亥	雲上明鑑 (栗田・東大史料)、御公家鑑 (岩瀬)
1744	延享元	甲子	雲上明鑑 (東大史料)
1745	延享2	乙丑	
1746	延享3	丙寅	雲上明鑑 (栗田・東大史料)、御公家鑑 (岩瀬・東大)
1747	延享4	丁卯	御公家鑑 (国会・東大)
1748	寛延元	戊辰	
1749	寛延2	己巳	雲上明鑑 (東大史料・岡山大池田)、改正御公家鑑 (寛延3年刊『改正増補永代節用大全無尽蔵』所収、東北大狩野)
1750	寛延3	庚午	改正雲上明鑑 (盛岡公民南部) 万世雲上明鑑 (東大史料写真帳、書陵部原蔵)
1751	宝暦元	辛未	雲上明鑑 (東大史料)
1752	宝暦2	壬申	改正雲上明鑑 (鹿沼大樺)、改正御公家鑑 (『改正増補永代節用大全無尽蔵』所収)
1753	宝暦3	癸酉	改正雲上明鑑 (日比谷加賀)
1754	宝暦4	甲戌	
1755	宝暦5	乙亥	雲上明鑑 (日比谷東京)
1756	宝暦6	丙子	改正雲上明鑑 (小浜市図)
1757	宝暦7	丁丑	雲上明鑑 (東大史料・石川県歴博大鑑)
1758	宝暦8	戊寅	雲上明鑑 (大阪市大森・栗田・神宮)、新刊増補万世雲上明鑑 (岐阜市図)、新刊増補万世雲上明鑑 (上巻、宝暦8年序、射和文庫・茨城県図)、新刊雲上明鑑 (宝暦8年凡例、蔽原町教委)、新刊雲上明鑑 (宝暦8年序、対馬歴史宗家・岸和田高)、雲上明鑑 (上巻、尾道図橋本)、新刊雲上明鑑 (名大)
1759	宝暦9	己卯	雲上明鑑 (蓬左)
1760	宝暦10	庚辰	雲上明鑑 (旧浅野)、雲上明鑑 (東大図書館)、万世雲上明鑑 (津市図稲垣)
1761	宝暦11	辛巳	雲上明鑑 (下巻、東大図書館)
1762	宝暦12	壬午	懷玉雲上要覧 (1枚、宮書・史料館旧三井・東大史料)、新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、新刊雲上明鑑 (内閣・宮書)、雲上明鑑 (下、宮書)
1763	宝暦13	癸未	雲上明鑑 (東大図書館・旧浅野・無窮平沼)、新刊増補万世雲上明鑑 (岩瀬)

西暦	年号	干支	公家鑑 (所蔵)
1764	明和元	甲申	
1765	明和2	乙酉	
1766	明和3	丙戌	雲上明鑑 (栗田・内閣)
1767	明和4	丁亥	
1768	明和5	戊子	
1769	明和6	己丑	雲上明鑑 (東大図書館)
1770	明和7	庚寅	雲上明鑑 (旧浅野)、雲上明鑑 (上、宮書・東大図書館)
1771	明和8	辛卯	雲上明鑑 (東大史料)、新刊雲上明鑑 (明和8年抜、東大史料)
1772	安永元	壬辰	雲上明鑑 (大橋)、雲上明鑑 (下巻、熊谷)
1773	安永2	癸巳	新刊増補万世雲上明鑑 (下、東大史料)、雲上明鑑 (大阪市大森)
1774	安永3	甲午	新刊増補万世雲上明鑑 (坤、宮書)、雲上明鑑 (大阪市大森・栗田)、新刊雲上明鑑 (東大史料)
1775	安永4	乙未	雲上明鑑 (蓬左)、万世雲上明鑑 (一橋)
1776	安永5	丙申	雲上明鑑 (大阪市大森)、新刊雲上明鑑 (下巻、東大史料)
1777	安永6	丁酉	新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)
1778	安永7	戊戌	雲上明鑑 (石川県歴博大鑑)
1779	安永8	己亥	
1780	安永9	庚子	雲上明鑑 (大阪市大森・島原)、新刊雲上明鑑 (仏教大図)
1781	天明元	辛丑	雲上明鑑 (京大・東大法研)、新刊雲上明鑑 (八戸図)、御公家鑑 (天明2年原板・寛政7年補刻刊『万代節用字林蔵』所収)
1782	天明2	壬寅	
1783	天明3	癸卯	雲上明鑑 (九大・国文研)、新刊雲上明鑑 (上巻、東大史料)
1784	天明4	甲辰	雲上明鑑 (広島大)、改正御公家鑑 (天明4年原板・寛政11年刊『倭漢節用無双囊』所収)
1785	天明5	乙巳	雲上明鑑 (大阪市大森・神宮)、新刊雲上明鑑 (上巻、東大史料)
1786	天明6	丙午	
1787	天明7	丁未	新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)
1788	天明8	戊申	雲上明鑑 (徳島・東大図書館)
1789	寛政元	己酉	雲上明鑑 (栗田)
1790	寛政2	庚戌	雲上明鑑 (広島大)
1791	寛政3	辛亥	雲上明鑑 (広島大)
1792	寛政4	壬子	雲上明鑑 (東大図書館)
1793	寛政5	癸丑	雲上明鑑 (広島大・大阪府・龍谷)、雲上明鑑 (下、東大図書館)
1794	寛政6	甲寅	新刊雲上明鑑 (東大史料・奈良県)、雲上明鑑 (広島大)、新刊増補万世雲上明鑑 (宮書)、万世雲上明鑑 (上巻、神宮)
1795	寛政7	乙卯	雲上明鑑 (広島大・東大図書館)、新刊増補万世雲上明鑑 (宮書)、新刊雲上明鑑 (東大史料)
1796	寛政8	丙辰	雲上明鑑 (栗田・東大図書館)、新刊雲上明鑑 (大阪天満宮)、新刊増補万世雲上明鑑 (久留米図)
1797	寛政9	丁巳	雲上明鑑 (東大史料)、雲上明鑑 (写本、神宮)、万世雲上明鑑 (一橋)、新刊増補万世雲上明鑑 (宮書)、御公家鑑 (寛政13年刊『都会節用百家通』所収、『産大法学』9-3に翻刻)
1798	寛政10	戊午	新刊増補万世雲上明鑑 (上、東大史料)、雲上明鑑 (東大図書館)
1799	寛政11	己未	雲上明鑑 (広島大・東大図書館)、新刊増補万世雲上明鑑 (諫早)、御公家衆次第 (『大豊節用寿福海』所収)
1800	寛政12	庚申	雲上明鑑 (栗田・東大図書館・石川県歴博大鑑)
1801	享和元	辛酉	御公家鑑 (享和2年刊『万宝節用富貴蔵』所収)
1802	享和2	壬戌	雲上明鑑 (東大図書館)、万世雲上明鑑 (新潟大佐野)
1803	享和3	癸亥	雲上明鑑 (宮書)、新刊増補万世雲上明鑑 (宮書)

西暦	年号	干支	公家鑑 (所蔵)
1804	文化元	甲子	新刊雲上明鑑 (下巻、東大図書館)、新刊雲上明鑑・万世雲上明鑑・雲上明鑑大全・雲上示正鑑など (文化元、文政10、天保5、8、15、弘化2、文久2、3、慶応元、明治元の20冊、無窮神習)
1805	文化2	乙丑	
1806	文化3	丙寅	雲上明鑑 (大東急、旧浅野、東大図書館)、新刊雲上明鑑 (上巻、茨城県)
1807	文化4	丁卯	雲上明鑑 (栗田・大阪府・東大図書館・東大史料・岩瀬・史料館・京都府)、雲上明鑑 (上、豊橋・日比谷諸家)、雲上明鑑 (写本、天理古義堂)、新刊増補万世雲上明鑑 (岐阜市図)、新刊雲上明鑑 (下巻、茨城県)
1808	文化5	戊辰	新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、雲上明鑑 (広島大・神宮)、雲上明鑑 (下、東大図書館)
1809	文化6	己巳	新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、新刊雲上明鑑 (岡山大小野)、雲上明鑑 (下、東大図書館)
1810	文化7	庚午	新刊増補雲上明鑑 (史料館旧三井)、新增京羽二重大全 (松田)、雲上明鑑 (広島大)
1811	文化8	辛未	新刊増補雲上明鑑 (史料館旧三井)、雲上明鑑 (東大図書館)、新刊雲上明鑑 (東大史料)
1812	文化9	壬申	雲上明鑑 (豊橋・東大図書館)
1813	文化10	癸酉	雲上明鑑 (大阪市大森・栗田・旧浅野)、雲上明鑑 (上、東大図書館)、新刊雲上明鑑 (弘前図)
1814	文化11	甲戌	雲上明鑑 (東大図書館、岩瀬)
1815	文化12	乙亥	雲上明鑑 (広島大・東大図書館)
1816	文化13	丙子	新刊増補万世雲上明鑑 (平井)、雲上明鑑 (東大図書館)、雲上明鑑 (写本、神宮)
1817	文化14	丁丑	雲上明鑑 (広島大・東大図書館)、新刊雲上明鑑 (東大史料)
1818	文政元	戊寅	雲上明鑑 (国学院・広島大・旧浅野・大谷・東大法研・東大図書館)
1819	文政2	己卯	新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、雲上明鑑 (広島大・大阪府・東大法研・東大図書館)、新刊増補雲上明鑑 (宮書)
1820	文政3	庚辰	新刊増補万世雲上明鑑 (宮書)、雲上明鑑 (東大図書館)、新刊雲上明鑑 (下、三康図)
1821	文政4	辛巳	雲上明鑑 (東北大・広島大・東大図書館・金比羅・岩瀬)、新刊雲上明鑑 (東大史料・京都府立総合、小浜市図)、新刊増補万世雲上明鑑 (上巻、豊橋)
1822	文政5	壬午	雲上明鑑 (東大史料・東大図書館)、新刊雲上明鑑 (東大史料)
1823	文政6	癸未	雲上明鑑 (広島大・栗田・東大図書館)
1824	文政7	甲申	雲上明鑑 (広島大・東大史料・東大図書館)、新刊雲上明鑑 (東大史料)、新刊増補万世雲上明鑑 (1冊、宮書、年誤りか)
1825	文政8	乙酉	雲上明鑑 (東大図書館)、新刊雲上明鑑 (弘前図)、新刊雲上明鑑 (宝暦8年序、岸和田高)
1826	文政9	丙戌	雲上明鑑 (大阪市大森・東大図書館・静嘉・龍谷・金比羅)、新刊雲上明鑑 (静嘉・奈良県)、増補新撰万代雲上明鑑 (宮書)、雲上明鑑 (写本、豊橋)
1827	文政10	丁亥	雲上明鑑 (岩瀬・宮書・東大図書館)、新刊雲上明鑑 (東大史料)、新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)
1828	文政11	戊子	雲上明鑑 (東大史料)、新刊雲上明鑑 (東大史料)
1829	文政12	己丑	雲上明鑑 (千葉・東大図書館)、雲上明鑑 (写本、豊橋)
1830	天保元	庚寅	雲上明鑑 (京大・慶大・東大図書館・金比羅・無窮平沼・岩瀬)、新刊雲上明鑑 (下、弘前図)、新刊雲上明鑑 (東大史料)
1831	天保2	辛卯	雲上明鑑 (下、平井)、雲上明鑑 (上、東大図書館)、新刊雲上明鑑 (東大史料・三康図)、雲上要覧 (『永代節用無尽蔵』所収)
1832	天保3	壬辰	雲上明鑑 (国会・栗田・舞鶴)、新刊雲上明鑑 (小浜市図)、新刊増補万世雲上明鑑 (宮書)、雲上明鑑 (1枚、史料館旧三井)、改正雲上明鑑 (1枚、宮書)
1833	天保4	癸巳	雲上明鑑 (東大法研)、新刊雲上明鑑 (諫早市)、雲上明鑑 (1枚、平井)、雲上明鑑大全 (栗田)、公卿明鑑 (写本、東大史料)
1834	天保5	甲午	雲上明鑑 (東大史料)、新刊雲上明鑑 (秋田県図時雨庵)、公卿明鑑 (写本、東大史料)
1835	天保6	乙未	雲上明鑑 (東大法研・東大図書館)、新刊増補万世雲上明鑑 (宮書・豊橋)、万世雲上明鑑 (天保6年抜、刈谷市図村上)、公卿明鑑 (写本、東大史料)

西曆	年号	干支	公家鑑 (所蔵)
1836	天保7	丙申	雲上明鑑 (東大法研)
1837	天保8	丁酉	雲上明鑑 (東大図書館)、万世雲上明鑑 (1冊、岐阜高図書館)、雲上明覽 (岩邑小郷土室)、雲上明覽大全 (東大史料・内閣・高野大・日比谷加賀・福井松平・山口・岡崎・栗田・佐賀大小城鍋島・栃木県黒崎・津市図書館)、雲上明覽大全 (嘉永3年改書入あり、岩瀬)、雲上明覽大全 (天保8年序、竹田図書館・刈谷市図書館)、年々改正雲上明覽大全 (佐賀大鍋島・宮書)、年々改正雲上明覽大全 (下、津山郷土愛山)
1838	天保9	戊戌	雲上明鑑 (岡山大池田)、新刊雲上明鑑 (東大史料)、雲上明覽大全 (北野天満宮・栗田・香雨・大東急・東大図書館・九大文)、雲上明覽大全 (上巻、岩瀬)、年々改正雲上明覽大全 (史料館旧三井・秋田県時雨庵・宮書)
1839	天保10	己亥	雲上明覽 (東大図書館)、雲上明覽大全 (京大)
1840	天保11	庚子	雲上明覽大全 (京大・早大・東大図書館・函館市)
1841	天保12	辛丑	雲上明覽 (岩瀬)、雲上明覽大全 (静嘉・京大・宮書・東大史料・東大図書館)
1842	天保13	壬寅	雲上明覽大全 (栗田・宮書・東大史料・東大図書館・杵築図)、年々改正雲上明覽大全 (史料館旧三井)
1843	天保14	癸卯	雲上明覽 (東大図書館)、雲上明覽大全 (神宮・岡山大池田・龍谷・北九州市図・東大史料)
1844	弘化元	甲辰	雲上明覽大全 (高埜・大阪市大森・東北大狩野・東大史料・東大図書館・一橋・金大文)、年々改正袖中雲上便覽 (1枚、史料館・岡山大小野・宮書)
1845	弘化2	乙巳	雲上明覽 (岩瀬)、雲上明覽大全 (宮書・東大史料・東大図書館・国学院・東北大狩野・蓬左・天理古義堂・順天大山崎・文楽協会山城・盛岡公民南部・古靱)、雲上明覽大全 (上巻、弘前図)
1846	弘化3	丙午	雲上明鑑 (下、飯田)、雲上明覽大全 (京大・東北大狩野・広島大・大阪府・宮書・国文研・東大史料・東大図書館)
1847	弘化4	丁未	雲上便覽 (石川李花)、雲上明覽大全 (静嘉・慶大・東北大・広島大・福井松平・浅野・島原・滋賀県膳所高・佐賀県鍋島・史料館旧三井・東大史料・東大図書館・岩瀬)、雲上明覽大全 (下巻、京都府立総合)、年々改正袖中雲上便覽 (1枚、史料館旧三井・石川県図・京都府立総合)
1848	嘉永元	戊申	雲上明覽大全 (慶大・日大・広島大・浅野・武雄市鍋島・東大史料・東大図書館・熊本県図・天理)
1849	嘉永2	己酉	雲上明鑑 (順天大山崎)、雲上明覽大全 (国会・東北大狩野・大東急・阪急池田・東大史料・東大図書館・天理・小浜市図)、新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、年々改正雲上明覽大全 (宮書)、畧御公家鑑 (『大成無双節用集』所収)、雲上要覽 (『大日本永代節用無尽蔵』所収)
1850	嘉永3	庚戌	雲上明鑑 (平井)、新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、雲上明覽大全 (京大・滋賀医大河村・弘前図・宮書・東大史料・東大図書館)、年々改正雲上明覽大全 (平井)、雲上明覽大全 (上巻、弘前図)
1851	嘉永4	辛亥	新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、雲上明覽大全 (京大・東北大狩野・蓬左・宮書・東大史料・東大図書館・徳川林政史)
1852	嘉永5	壬子	新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、雲上便覽 (宮書・東大)、雲上明覽 (東大図書館)、雲上明覽大全 (広島大・秋田・大東急・宮書・岐阜県図・岩瀬)、雲上明覽大全 (下巻、鹿児島県図)、袖中雲上便覽 (宮書)、公卿名簿 (写本、東大史料)
1853	嘉永6	癸丑	新刊雲上明鑑 (東大史料)、雲上明覽 (岩瀬・東大図書館)、雲上明覽大全 (東博・九大・広島大・大阪府・宮城小西・浅野・天理・順天大山崎・宮書・東大史料・同大)、袖中雲上便覽 (宮書・史料館旧三井)、公卿名簿 (写本、東大史料)
1854	安政元	甲寅	新刊増補万世雲上明鑑 (史料館旧三井)、雲上便覽 (京大)、雲上明覽大全 (大阪市大・広島大・大阪府・福井松平・浅野・神宮・尊経・上田花月・宮書・東大史料・東大図書館・茨城県図)、雲上明覽大全 (上巻、静岡県図)、袖中雲上便覽 (宮書)、年々改正雲上明覽大全 (平井・宮書)
1855	安政2	乙卯	雲上明覽大全 (岩瀬・大谷・東北大・東北大狩野・宮書・飯田・東大史料・東大図書館)

西曆	年号	干支	公家鑑 (所蔵)
1856	安政3	丙辰	雲上明覽大全 (宮書・内閣・京大・大阪府・京都府立総合・東大史料・東大図書館)、雲上明覽大全 (上、熱田神宮菊田)、袖中雲上便覽 (岩瀬)、公卿名簿 (東大史料)
1857	安政4	丁巳	雲上明鑑 (金沢図藤本)、雲上明覽 (岩瀬)、雲上明覽大全 (宮書・広島大・高知・栗田・城北学園深井・東大史料・東大図書館・秋田県図)
1858	安政5	戊午	雲上明鑑 (大阪市大森)、雲上明鑑 (写本、徳川林政史)、新刊雲上明鑑 (東大史料)、雲上明覽 (岩瀬)、雲上明覽大全 (宮書・大阪市大・京大・浅野・栗田・神宮・順天大山崎・東大史料・東大図書館・金大文・天理)、雲上明覽大全 (上、酒田光丘)
1859	安政6	己未	雲上明鑑 (東北大狩野・岩瀬)、雲上明覽大全 (京大・慶大・東北大狩野・福井松平・刈谷・成田・民博篠田・宮書・東大史料・東大図書館・一橋・国会)、年々改正雲上明覽 (宮書)、年々改正雲上明覽大全 (平井・岡山大小野)、雲上明覽大全 (上、太宰府天満宮)
1860	万延元	庚申	雲上明鑑 (栗田・東大法研)、新刊雲上明鑑 (佐賀県図蓮池鍋島・小浜市図)、新刊雲上明鑑 (下巻、石川県図)、雲上明覽 (岩瀬)、雲上明覽大全 (宮書・東北大狩野・龍谷・広島大・早大・大阪府・浅野・順天大山崎・弘前図・東大史料・東大図書館・日比谷加賀)、雲上明覽大全 (上、酒田光丘)、年々改正雲上明覽 (秋田県図時雨庵)、公卿明覽 (写本、国学院)
1861	文久元	辛酉	新刊雲上明鑑 (東大史料)、新刊雲上明鑑 (文久元年序、対馬歴史宗家)、万世雲上明鑑 (下巻、白杵市図)、雲上明覽 (内閣・東大図書館・対馬歴史宗家)、雲上明覽大全 (宮書・内閣・大阪府・浅野・刈谷・神宮・尊経・大阪天満宮・横浜市図)、文久元年改雲上明覽大全 (早大服部)、雲上鑑 (文久-玄治、東大・東北大狩野)
1862	文久2	壬戌	雲上明鑑 (大阪市大森・大阪府・栗田・神宮・順天大山崎)、新刊雲上明鑑 (群馬大新田・東大史料・一橋)、壬戌改正万世雲上明鑑 (秋田県図時雨庵)、雲上明覽 (内閣・東大図書館)、雲上明覽大全 (国会・内閣・宮書・京大・東北大狩野・岡山大池田・広島大・大阪府・桜山・阪急池田・宮教大図・北九州中央・国立天文台・京都府立総合・杵築市図・同大・大阪市図・東大史料・萩市図・小浜市図)、年々改正雲上明覽大全 (資料館旧三井・山口大棲息)、雲上明覽大全 (上巻、内閣・蓬左)、雲上明覽大全 (下、津山郷土館愛山)、雲上明覽大全 (1冊・一橋)
1863	文久3	癸亥	雲上便覽 (天理)、袖中雲上便覽 (九大図書館萩野・宮書)、雲上明鑑 (国会・京大・慶大・国学院・東北大狩野・広島大・神宮・東大史料・東大図書館・飯田・大和文華)、雲上明鑑 (上、平井)、新刊雲上明鑑 (佐賀大小城鍋島)、万世雲上明鑑 (栃木県図黒崎)、雲上明覽 (国会・大東急・神宮)、雲上明覽大全 (京大・慶大・国学院・東北大狩野・大阪府・福井松平・刈谷・栗田・羽中山・無窮平沼・大東急・茨城県歴史・弘前図・宮教大図・盛岡公民南部・宮書・東大・函館市図・金学大・金大文・明学大図・県奈良一般・東大史料・静嘉・奈良県図・鹿児島県図・天理)、年々改正雲上明覽大全 (宮書・金沢図村松・盛岡公民南部)、雲上明覽大全 (下欠、八戸図青年)
1864	元治元	甲子	雲上一覽 (東大史料)、雲上明鑑 (東博)、新刊雲上名鑑 (八戸図南部)、雲上明覽大全 (宮書・九大・慶大・東北大狩野・岡山大池田・広島大・早大・大阪府・高知・浅野・蓬左・大東急・茨城大菅・尾道図・弘前・太宰府天満宮・東大史料・東大図書館・竹田図由学館・尊経)、年々改正雲上明覽大全 (上、津山郷土愛山・石川県歴博大鋸)、雲上明覽大全 (上巻、弘前図・愛媛図・京都府立総合)、雲上明覽大全 (下巻、天理)、都仁志喜 (慶大・豊橋・無窮織田・無窮平沼)
1865	慶応元	乙丑	雲上明覽 (宮書・東大図書館)、雲上明覽大全 (大阪市大・広島大・大阪府・蓬左・順天大山崎・弘前図・米沢興讓・飯田・京都府立総合・東大史料)、年々改正雲上明覽大全 (大倉精神文化研究所)、年々改正雲上明覽大全 (下、石川県歴博大鋸)、都仁志喜 (平井・宮書・史料館旧三井・香川大神原・大阪府)

西暦	年号	干支	公家鑑 (所蔵)
1866	慶応2	丙寅	雲上明鑑 (成田・阪急池田・大阪市区)、新刊雲上明覽 (諏訪市区)、雲上明覽 (東大図書館)、雲上明覽大全 (芸大美術・東北大狩野・広島大・浅野・伝習館高対山・金沢図村松・弘前図・滋賀大・岡山大池田・東大史料・内閣・秋田県図・一宮市豊島図・跡見大・樟蔭女・小浜市区)、雲上明覽大全 (上巻、天理)、慶応2年改雲上明覽大全 (早大服部)、年々改正雲上明覽大全 (史料館旧三井)、年々改正雲上明覽大全 (上、津山郷土愛山・宮書)、銅鑄雲井照覽 (史料館旧三井・宮書)、掌中雲上抜錦 (1枚、岩瀬・史料館旧三井・一橋・同大)、都仁志喜 (関大・東大史料)
1867	慶応3	丁卯	雲上明鑑 (1冊、金沢市稼堂)、雲上明覽大全 (内閣・東北大狩野・広島大・早大・大阪府・金沢市氏家・栗田・飯田・無窮織田・久留米図・伝習館高対山・岩瀬・徳川林政史・東大史料・天理)、雲上明覽 (宮書・東大図書館)、年々改正雲上明覽大全 (津山郷土愛山・山口大棲息)、雲上便覽 (岩瀬)、雲上便覽大全 (九大図書館萩野・宮書・東大・東大史料・大阪市大森・京大・日比谷・金沢市藤本・豊橋・牧野・伝習館高対山・史料館旧三井・諫早市区・蓬左)、都仁志喜 (静嘉・宮書・学習院・教大・大阪府・京都府・長野・岩瀬・上田花月・無窮織田・無窮神習)
1868	明治元	戊辰	都仁志喜 (『明治文化全集』第1巻)、雲上示正鑑 (『明治文化全集』第1巻)、雲上明覽大全 (佐賀大小城鍋島・民博篠田・一橋・豊島区図・尊経)、年々改正雲上明覽大全 (上、佐賀大鍋島)、雲上明覽 (岩瀬)、雲上便覽御役之部 (平井・岩瀬・山口大棲息・史料館旧三井・弘前図・三康図・福井県大野高校・東大史料・静嘉)、雲上便覽大全 (弘前・太宰府天満宮・史料館旧三井・三康図・弘前図・石川県歴博大鋸・諏訪市区・東大史料・横浜市図・諫早市区・小浜市区・蓬左)、雲上示正鑑 (岩瀬・盛岡公民南部・弘前図・史料館旧三井・太宰府天満宮・一橋・神宮・蓬左・小浜市区)、雲上示正鑑 (乾、岩瀬)、懐玉雲上示正鑑 (宮書・国文研・内閣・静嘉・一橋・筑波大図・東大史料・八戸市八戸南部・千葉県図・静岡県図)、慶応新刻雲上示正鑑 (秋田県図時雨庵・金沢大北条・群馬大新田・太田市中島記念図)、本文抜萃懐玉雲上示正鑑 (平井)、京都御役鑑 (宮書・岩瀬)、太政御職明鑑 (宮書)、都仁志喜 (宮書・東大史料・芸大脇本・順天大山崎・宮城教育大・伝習館高対山・福井市・内閣・静嘉・岩瀬・筑波大図・神宮)、公武有司集覽 (宮書)、雲上省鑑 (1枚、金光図神徳)

5 公家鑑の内容

(1) 内容

寛文7年(1667)「御公家分限帳」は、禁裏御所・法皇御所・女院御所・本院御所・新院御所の別に、伝奏、附武家、肝煎、御料理人頭、女中方、公家衆(石高、家紋、本姓、年齢、屋敷地などを付す)等を書き上げ、宮方、門跡方并院家衆、比丘尼御所、諸寺諸社の伝奏衆と続き、巻末に用語解説を付している。

延宝8年(1680)「御公家鑑并位」は、禁裏・本院御所・新院御所の別に、伝奏、附武家を書き上げ、御門跡方并院家衆、比丘尼御所、諸寺諸社の伝奏方、親王と続き、関白以下の諸公家衆を位階順に書き上げ、巻末に用語解説を付している。

貞享3年(1686)「新撰公家要覧」の目次は、以下の通りである。

禁裏様、春宮様、本院様、中宮様、親王様、摂家、清華、諸公家、両局、諸寺諸社⁽³⁰⁾伝奏、御門跡方、院家衆、姫宮方、比丘尼御所、楽人

巻末の「楽人」は、以降の公家鑑からは削除されるが、他の項目はほとんど変わりにくく継承されていく。

宝暦8年(1758)「雲上明鑑」以降は2冊本になり、「門跡、院家衆、姫宮、比丘尼御所」などが上巻へ、「撰家、清華、諸公家、両局、諸寺諸社伝奏」などが下巻へ移動し、たとえば明和8年(1771)版によると、(上巻)禁裏御所・仙洞御所・女院御所・准后御所・開明門院御方・親王御方・御姫宮方・宮御門跡方・御比丘尼御所・撰家御門跡・准門跡・院家衆、(下巻)諸家別家之略図・御撰家方・御華族・大臣家・諸家堂上方・六位蔵人・両局・諸社諸寺等伝奏之家々となっている。

武部氏は「大体の型の定まったのは、『御公家鑑』あたりからといわれ⁽³¹⁾」と指摘しているが、現存最古の寛文7年(1667)「御公家分限帳」から既に主要な項目が見られ、貞享3年(1686)「新撰公家要覧」で基本的な書式が定まり、以後幕末まで大きな変化は見られない。各項目の記述内容は、時期を経るに従って次第に詳細となっていくのであるが、公家鑑成立のごく初期から、記載項目自体についてはほとんど変化がないことが分かる。

さて、文政9年(1826)「新刊雲上明鑑」の「凡例」は「おほよそ雲上一派の大概此小冊に事足りぬへし」と豪語しているが、必ずしもそうとはいえない。たとえば、「宮門跡、比丘尼御所、撰家門跡、准門跡、院家衆」など朝廷関連の寺院に関する項目は豊富であるが、それに対して神社・神官に関する項目が欠けている。

また、附武家とその配下の口向諸役人は、幕府役人でありながらも詳細に記載されている⁽³²⁾。しかし、地下官人については、「三催」と呼ばれる大外記、官務、蔵人の記述があるだけで、その配下の諸役人についての記載はない。読者側にそうした情報に対する需要(必要性)がなかったのであろうか。あるいは、初期の公家鑑に記載がないのを、単にそのまま踏襲した結果であらうか。

同様に、女官については寛文7年(1667)「御公家分限帳」にしか記載が無く、楽人については貞享3年(1686)の「新撰公家要覧」等にしか無いことは、先に触れたとおりである。

公家鑑は江戸時代の朝廷に関する貴重な名鑑であるが、これだけで朝廷のすべてを網羅出来ているわけではない。

(2) 内容の正確さについて

公家鑑は、朝廷において編纂したものではなく、民間の書肆が編纂刊行したものであり、武鑑と同様に、その内容の不正確さが声高に指摘されてきている。

たとえば、代表的な公家鑑である「雲上明鑑」について、勢多章甫は、「尤信憑するにたらず。されば官家にては見ざりし物なり。又見る人あるも旧本を保存せしものにあらず⁽³³⁾」と記している。

古くは、前述のように延宝8年(1680)の『御公家鑑并位』(栗田文庫)の序文において、既に「それ御公家鑑世間に多シといへとも、そのあやまりあけてかそへかたし」と指摘している。

文政9年(1826)『新刊雲上明鑑』の凡例でも「世に流布する雲上明鑑、諸家列次みたれたるをたゝすとあり、されとなほ校正の足らざる所みゆ」と記している。このように、江戸時代から内容の誤りを指摘する記述が見られる。

しかし、後発の『雲上明鑑大全』が先行する『雲上明鑑』を批判して、「同じ題号(雲上明鑑)の書あつ

て間見聞すといへとも、刻次正しからさる処あり、故に今公卿要覧・雲上要覧・公卿御家紋尽等の古書を原とし、猶数書を集めて校訂し、新に上梓して雲上明覽大全と号く」と、新刊の意義を強調しているように、販売戦略として先行類書を批判した面も大きかったと考えられる。

名鑑類の宿命として、どんなに正確を期しても、情報収集した直後から内容の異同が発生していき、時間が経過するに連れてその差が大きくなっていくのは避けがたい。情報の鮮度が命であり、毎年のように改訂される理由もそこにある。貞享3年（1686）『新撰公家要覧』の序文が「さきに公家鑑有りて梓行す。今を以て之を視るに、家々の方所、人々の存亡多く、以て之を徴とし難し。いわんや位職の遷転に於いてをや。故に之を挟む者の疑惑少なしとせず」（原漢文）と記しているのは、正しくこのことである。

しかし、誤りが多いとの指摘に関しては、何処がどのように違っているのかを具体的に指摘したものは、管見の限りでは残念ながら少ない。そのわずかの例を示せば、次の通りである。

○九条家

家領三千四十三石余、雲上明覽に二千四十三石余とあるのは間違ひです。⁽³⁴⁾

これは、下橋敬長の指摘であるが、九条家の家領は元来 2043 石余であり、『雲上明覽』の記述は正しかったのであるが、万延元年（1860）9月11日に千石加増となり 3043 石余となっている。しかし、その5年後の慶応元年（1865）の「雲上明覽大全」においても、九条家の家領は 2043 石余の儘となっている。

逆に、記述の正確さを指摘するものもある。下橋敬長「維新前の宮廷生活続稿」では、編者武田勝蔵が次のような指摘をしている。

翁（下橋敬長、筆者注）のお話に拠りますと、（中略）猶一つ注意して置く可き事は、明覽に記入の門跡略系図の中には、入道親王と法親王との区別を厳密に記してある事で、先年翁はこれを全部詳細に調べられた処一つの誤も無ったと云ふ事⁽³⁵⁾であります。

いずれにしても、民間書肆の刊行物である。利用に際しては、各利用者が自己責任で情報の確認作業を行う以外にはないであろう。

6 記載情報の分析

(1) 記載情報の有用性について

公家鑑に記載されている各項目の内、天皇、摂家、門跡、公家当主、武家伝奏、議奏などについては、朝廷内部で作成された史料や、学界の共有財産となっている既存の系図、家譜、補任類などでより詳細

かつ正確な情報を得ることが出来るので、公家鑑を積極的に使用する必要はないであろう。

しかし、そうした項目についても、長期間を通覧すると、興味深い変化が見いだせる。

たとえば、「摂家」では、延宝8年(1680)「御公家鑑并位」、天和元年(1681)「太平京鑑」、貞享2年(1685)「官位補略」、同年「京羽二重」などが摂家5軒を当主の官職が高い順に記載している。これに対して、寛文7年(1667)「御公家分限帳」や元禄2年(1689)「新撰公家要覧」以降の公家鑑は、官職にかかわらず、家格順に①近衛、②九条、③二条、④一条、⑤鷹司の順で記載しており、幕末まで変化していない事が分かる。

「親王家」では、下記のように記載順が変化している。

寛文7～天和元年	伏見、八条、花町(有栖川 ⁽³⁶⁾)
貞享2～元禄4年	伏見、有栖川、八条(常磐井 ⁽³⁷⁾)
元禄10～正徳6年	有栖川、伏見、京極 ⁽³⁸⁾
享保3年	伏見、京極、閑院、有栖川
享保5～享保16年	伏見、京極、有栖川、閑院
享保20～宝暦7年	閑院、伏見、京極、有栖川
明和7～文化8年	有栖川、京極(桂 ⁽³⁹⁾)、閑院、伏見
文化13～文久3年	伏見、有栖川、桂、閑院
慶応元年	伏見、有栖川、桂、閑院、中川、山階

これらの原因は、当主の年齢や品位の高下によるものとは思われない。ここでは事実関係の紹介に留めて、今後の課題としておきたい。

一方、公家鑑には、既存の名鑑類からでは得られない情報も多い。

たとえば、武家伝奏の雑掌、禁裏の口向諸役人、院参衆や各御所の諸役人、親王・門跡・公家衆の配下の者達などは、他に情報を得るための纏まった資料がほとんど見あたらないので、当時の記録類を分析する上で、公家鑑から得られる情報は非常に有用性が高い。

(2) 武家伝奏の雑掌

武家伝奏両名には、それぞれ伝奏付き雑掌が各2名仕えており、役料の受け取りや書状・口上の伝達など武家伝奏の手足となって働いていた。従来、雑掌の実態はほとんど知られていないが、各年度の公家鑑のデータを加工すると下記のような補任表を作成することが出来る。

清華家や大臣家は、諸大夫や六位侍など多くの譜代の家臣を抱えており、武家伝奏を拝命した時はそうした家臣の中から雑掌を任命することが出来た。しかし、その他の堂上諸家では家臣の人数が少なく、必要に応じて、「近習」と称して一代抱えの者を雇うことがあった。⁽⁴⁰⁾そうした「近習」を伝奏付き雑掌にすることも多かったようである。下記表の家司の欄が空欄の家はそうした家であろう。伝奏付き雑掌

の中には、それを専門として渡り歩いていた者もいたらしい。『地下家伝』等では諱の判別しない者が多く、定かではないが、同じ家名の雑掌が複数の武家伝奏に仕えているのはそうしたことを表していると思われる。

凡 例

1. 本表は、本書に収録の公家鑑の情報に筆者の調査データを加えて作成した。
2. 公家鑑には、雑掌の家名、官職名のみしか記されていないので、『地下家伝』（自治日報社、1968年）、『地下官人家伝』（京都府立総合資料館蔵下橋家資料）などにより、（ ）内に諱を記した。
3. 「家司」の項は、『地下官人家伝』の記載に依り記した。記載の無い家は空欄とした。

伝 奏 付 雑 掌 一 覧

武家伝奏	諸大夫	雑掌	任期	家司
柳原資廉		岡本玄蕃	元禄2	家名無し
		田付主膳	元禄2～4	家名無し
		堀内内蔵介	元禄4～宝永5	家名無し
		多田掃部	元禄12	家名無し
		多田弾正	元禄13～宝永5	家名無し
千種有維		家所図書	元禄2～4	
		多田数馬	元禄2～4	
正親町公通		中村織部	元禄12	
		西池左近	元禄12	
高野保春		渡部伊織	元禄13～正徳2	
		中村主計	元禄13	
		小林〔 〕	宝永5	
		津田主税	正徳2	
庭田重条		多田弾正	正徳2	
		水島右近	正徳2～5	
		野村内前	正徳5	
徳大寺公全	物加波宮内少輔（懐賢）	堀川播磨守（久忠）	正徳5	諸大夫
	淡川治部少輔（高資）	小川飛騨守（正信）	正徳5	諸大夫
中院通躬	小川土佐守（定濟）		享保5～11	諸大夫
	岡本因幡守（氏三）		享保5	諸大夫
	山本志摩守（兼尚）		享保11	諸大夫
		伊藤石見守（倫重）	享保5	諸大夫
園基香		野崎内蔵允	享保16	
		井上右兵衛	享保16	
中山兼親		荒木主馬	享保5～11	家名無し
		岡本右近	享保16～18	家名無し
		荻左衛門	享保5～18	家名無し
三条西公福		河村佐渡守（季尚）	享保18	諸大夫
		松村図書	享保18	
葉室頼胤		二科隼人	享保20	

武家伝奏	諸大夫	雑掌	任期	家司
葉室頼胤		松野内匠	享保 20	
		松島主水	延享元～寛保 3	
		柴田主計	延享元～寛保 3	
冷泉為久		中川右近	享保 20	
		長野玄蕃	享保 20	
久我通兄		森但馬守 (辰祥)	延享元～寛保 3	諸大夫
		小島一学	延享元～寛保 3	(侍カ)
柳原光綱		山本主馬	寛延 2～宝暦 7	家名無し
		土橋織部	寛延 2～宝暦 10	家名無し
		平田造酒	宝暦 10	家名無し
広橋兼胤		浜路主膳	寛延 4～明和 3	家名無し
		水谷弾正	寛延 4	家名無し
		浜路典膳	明和 6～8	家名無し
		小泉主水	宝暦 7～明和 6	家名無し
		三崎内匠	明和 7～8	家名無し
姉小路公文		湯口図書	宝暦 12	
		進藤内記	宝暦 12～明和 8	
		柳川一学	宝暦 13～明和 8	
		三宅監物	安永 6	
		奥村主水	安永 6	
		伏田右衛門	安永 10～天明 7	
		下村丹治	安永 10～天明 7	
久我信通		春日大和守 (仲香)	安永 6～10	諸大夫
		森河内守 (保辰)	安永 6～10	諸大夫
		辻信濃守 (章従)	天明 7～8	諸大夫
		岡本内記	天明 7～8	(侍カ)
万里小路		山本式部	天明 8～寛政 4	
		堀倉人	天明 8	
		中村大膳	寛政 4	
正親町公明		岡本左京	寛政 4	
		沢監物	寛政 4	
勸修寺経逸		立入左京亮	寛政 6～12	
		立入修理大進	享和 2～3	
		漢城隼人	寛政 6～12	
		湯川右近	享和 2～3	
千種有政		福井老岐守	寛政 6～12	
		福井右兵衛大尉	享和 2～文化 4	
		細谷典膳	寛政 6～享和 3	
		足立内記	文化 3～4	
広橋伊光		浜路大監物	文化 3～9	家名無し
		築山左膳	文化 3～9	家名無し
六条有庸		山崎枉	文化 7～9	
		長沢掃部	文化 7～9	
		木村丈之進	文化 10～12	
		渡辺右膳	文化 10～13	
		沖田監物	文化 13	
山科忠言		小林左馬允	文化 10～文政 2	
		小野左衛門尉	文化 10～13	
		玉木主計	文化 14～15	

武家伝奏	諸大夫	雑掌	任期	家司
山科忠言		松田兵庫	文政2～5	
		木下右馬允	文政3～5	
広橋胤定		築山左膳	文化14	家名無し
		浜路雅楽権助	文化14～文政8	家名無し
		浜路阿波守	文政9	家名無し
		藤堂刑部丞	文化15	家名無し
		平野外記	文政2～13	家名無し
		野村主馬	文政10～13	家名無し
甘露寺国長		坂上左内	文政6～天保2	
		藤木玄蕃	文政6～天保7	
		渡辺隼人	天保3～4	
		稲波主膳	天保6～7	
徳大寺実堅		淡川伊勢守(康民)	天保2～8	諸大夫
		淡川陸奥守(康民)	天保9～12	諸大夫
		滋賀右馬大允(重直)	天保2～弘化4	侍
		物加波周防守(懐産)	天保13～弘化4	諸大夫
日野資愛		山中左番長	天保8	
		山中左府生	天保9～14	
		山中右将曹	弘化元	
		吉田蔵人	天保8	
		河野相模介	天保9	
		河野丹後介	天保10～14	
		近丹下	弘化元	
坊城俊明		高須縫殿	弘化2～嘉永6	
		山本将監	弘化2～嘉永7	
		浅野主膳	嘉永7	
三条実万		森寺長門守(常安)	嘉永元	諸大夫
		森寺雅楽権助(常安)	嘉永2～4	諸大夫
		森寺因幡守(常安)	嘉永5～安政3	諸大夫
		入谷右番長	嘉永元	家名無し
		入谷右近府生	嘉永2～4	家名無し
		丹羽豊前守(正庸)	嘉永5～安政3	諸大夫
東坊城聡長		三上信濃介	安政2～4	
		井上主税	安政2	
		宮崎造酒	安政3～4	
広橋光成		藤堂兵庫権助	安政4～万延元	
		浜路阿波守	安政4～6	
		野村主馬	万延元～文久元	(侍カ)
		野村将曹	文久2	(侍カ)
		築山左膳	文久元～2	(侍カ)
万里小路正房		北帯刀	安政5	
		粟津右近将監	安政5	
坊城俊克		浅野主膳	安政6～文久3	
		山科筑前守	安政6～文久3	
野宮定功		木下右兵衛少尉	文久3～慶応2	家名無し
		西池隼人	文久3	(侍カ)
		西池主水	文久3～慶応元	(侍カ)
		西池大膳少進	慶応2	(侍カ)
飛鳥井雅典		市岡式部	文久3～慶応3	

武家伝奏	諸大夫	雑掌	任期	家司
飛鳥井雅典		本田左京	文久3～慶応3	
日野資宗		山中因幡守	慶応3	
		近藤外記	慶応3	

(3) 武家伝奏が執奏の寺社

全国の寺社は寺社奉行の支配下に置かれており、訴訟や将軍代替わり毎の寺社領の領地判物下賜などは寺社奉行が行っていたが、官位叙任等は朝廷で扱っていたため、寺社から朝廷へ用務が起きた時、朝廷への申請の取り次ぎするために寺社伝奏が定められていた。

享保3年(1718)成立の『雲上当時鈔』は、以下のように説明している。長文であるが引用しておく。

諸寺社伝奏取次

寺社方より何事にかきらず、^{カミ}上へ申上るなどの事、先ッ其ノ伝奏に申て後チ、伝奏より武家伝奏へ達し、御吟味の上にて子細なき事は其伝奏へ申さる、其後譬ハ官位の事ハ職事^{シキジ ツケ}へ附て奏問^(問)御沙汰あり、万事武家伝奏にて先ッ御沙汰ある事也、左の趣は古来其家々に極りて今更々に改ル事なし、

白河 松尾 稲荷 西宮 大原野 梅宮
 広橋 八幡 百万遍 錦織寺 清水寺 本国寺
 勤修寺 住吉 藤森 大徳寺 南禅寺 東本願寺 永平寺 惣持寺 円福寺 泉涌寺 長講堂 真如堂 金剛院 七条遊行 清水執行
 西三条 二尊院 金戒光明寺 禅林等 廬山寺 遣迎院
 万里小路 浄華院 般舟院 清涼寺 西教寺
 小川坊城 法勝寺 興正寺 西教寺 久恩寺
 清閑寺 太秦 智積院
 甘露寺 妙心寺
 烏丸 永源寺
 柳原 七観音院
 西洞院 平野
 持明院 江州金勝寺

古来、其ノ御家につきて執奏^{シツソウ}大概かくのごとし、

伊勢、賀茂、春日等の伝奏・奉行は、時によりて御役替あり、必ス其家と極むべからず、先ッハ当時如左、

(中略)

西本願寺は、時の武家伝奏より執奏也、此外くハしくするすにいとまなし、⁽⁴¹⁾

このように、諸社諸寺から朝廷への奏請を取り次ぐ伝奏役は、神宮伝奏や賀茂伝奏のように、朝廷の役職として確立しているものもあるが、執奏役が特定の堂上公家の家に定められている場合も多かった。各寺社の執奏を務める公家については、他にも『公家鑑』の「諸社諸寺方伝奏」の項や、『京都御役所向大概覚書』⁽⁴²⁾ 卷一「寺社伝奏之事」、『光台一覽』⁽⁴³⁾ 卷三などにも記されており、それらを基に編纂したものが、『読史備要』⁽⁴⁴⁾ の「社寺伝奏索引」である。

これらにより、諸寺社と執奏家の関係を見ると、「古来其家々に極りて今更らに改ル事なし」⁽⁴⁵⁾ とか、「諸寺諸社ノ伝奏ノ堂上代々其家アリ」⁽⁴⁶⁾ とあり、各寺社と執奏家の関係は固定していたかのごとき指摘もあるが、諸書を比較すると、時期によりかなり異動が認められる。

試みに1、2の例を示すと、たとえば、摂津の西宮は、享保2年(1717)成立の『京都御役所向大概覚書』では白川家が執奏を行っているが、延享2年(1745)頃の成立と推定される『光台一覽』では「摂州西宮も白川なりしか、近年出入有て今は吉田なり」⁽⁴⁷⁾ とあり、執奏家が白川家から吉田家へ移っている。これを公家鑑で見ると、宝暦7年(1757)から同11年(1761)の間に、武家伝奏の執奏に変わり幕末へと至っていることが確認出来る。

あるいは、『京都御役所向大概覚書』や『光台一覽』では、広橋家の執奏となっている知恩寺が、公家鑑では同様に宝暦7年(1757)から同11年(1761)の間に、武家伝奏の執奏に変わり幕末へと至っていることが確認出来る。

このように、執奏家が増えるだけでなく、公家鑑に記載されている社寺の軒数自体も増加している。寛文7年(1667)「御公家分限帳」で全26寺社、執奏家が武家伝奏を含めて8軒だったものが、慶応元年(1865)「雲上明覧大全」では全151寺社、40軒を数えるに至っている。本書に収載の公家鑑からその全ての変遷を追うのは煩雑に過ぎるので、武家伝奏が執奏を務めた社寺のみを抜き出したのが下記の表である。

武家伝奏が執奏する寺社

年号	西暦	西本願寺	五山	播州 広瀬山	越前 足羽社家	金戒光明寺	知恩寺	豊源寺	丹波 法常寺	西宮	尾張東照宮 御宮并神宮	尾張若宮 八幡社東	石見 真福寺	播磨 月照寺	象頭山 金比羅	遠江 方広寺	美濃 南宮社司	下野 大平宮司	武州忍 東照宮御宮	
寛文7	1667	西門跡																		
延宝8	1680	西門跡																		
天和元	1681	西門跡																		
貞享3	1686	○																		
元禄2	1689	○																		
元禄4	1691	○																		
元禄12	1699	○																		
元禄13	1700	○																		
宝永5	1708	○																		
正徳2	1712	○	○																	
正徳5	1715	○	○																	
享保元	1716	○	○																	
享保5	1720	○	○																	

年号	西暦	西本願寺	五山	播州 広瀬山	越前 足羽社	金剛光明寺	知恩寺	豊源寺	丹波 法常寺	西宮	尾張東照宮 御宮并神宮	尾張若宮 八幡社	石見 真福寺	播磨 月照寺	象頭山 金比羅	遠江 方広寺	美濃 南宮社司	下野 大平宮司	武州忍 東照宮御宮	
享保11	1726	○	○																	
享保16	1731	○	○																	
享保20	1735	○	○																	
寛保3	1743	○	○																	
延享元	1744	○	○																	
寛延2	1749	○	○	○																
宝暦元	1751	○	○	○																
宝暦7	1757	○	○	○	○															
宝暦11	1761	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
明和8	1771	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
安永2	1773	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
安永3	1774	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
安永6	1777	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
天明7	1787	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
寛政6	1794	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
享和3	1803	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
文化5	1808	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
文化6	1809	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
文化7	1810	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
文化8	1811	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
文化13	1816	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
文政2	1819	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
文政9	1826	本願寺	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
天保2	1831	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
弘化元	1844		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
嘉永3	1850		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大平山 別当	
安政元	1854		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大平山 別当	
安政4	1857		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大平山 別当	○
安政6	1859		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大平山 別当	○
文久3	1863		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大平山 別当	○
慶応元	1865		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大平山 別当	○
慶応3	1867		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

武家伝奏が執奏の寺社は、初期には西本願寺のみであったが、江戸時代を通じてしだいに増加し、幕末には16ヶ所を数えるに至る。特に宝暦7～11年(1757～61)の間に4ヶ所から13ヶ所へと大幅に増加している。本書収載の公家鑑から作成した上記の表に、筆者自身の調査を加えて時期による移動を整理すると、次のように纏められる。

(1) 西本願寺

寛文7年の公家鑑より一貫して武家伝奏の執奏である。『京都御役所向大概覚書』『光台一覽』にも記載が有る。しかし、西本願寺の出した「雲上明覽大全」(天保8年～幕末)には記載がない。「雲上便覽」にも記載がない。東本願寺の「雲上明鑑」には幕末まで記載があるので天保8年以降も幕末まで武家伝奏が執奏をしていたと思われる。なぜ西本願寺が、自寺の記載を止めたのか、東

西両本願寺の争いと共に興味深い。

- (2) 五山
宝永5年(1708)までは記載がないが、正徳2年(1712)以降は武家伝奏の執奏として幕末まで記載されている。
- (3) 播州広嶺山
寛延2年(1749)から宝暦7年(1757)までは武家伝奏の執奏となっている。
- (4) 越前足羽社
宝暦7年(1757)から幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (5) 金戒光明寺
享保2年(1717)『京都御役所向大概覚書』に「黒谷」として記載があるが、公家鑑によると宝暦11年(1761)以降、幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (6) 知恩寺
『京都御役所向大概覚書』『光台一覽』では広橋家となっているが、公家鑑によると宝暦11年(1761)以降、幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (7) 霊源寺
宝暦11年(1761)から幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (8) 丹波法常寺
宝暦11年(1761)から幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (9) 西宮
『京都御役所向大概覚書』では白川家、『光台一覽』では吉田家、公家鑑では宝暦11年(1761)から幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (10) 尾張東照宮御宮并神宮
宝暦11年(1761)から幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (11) 尾張若宮八幡社家
宝暦11年(1761)から幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (12) 石見真福寺
宝暦11年(1761)から幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (13) 播磨月照寺
宝暦11年(1761)から幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (14) 象頭山金比羅
宝暦11年(1761)以降、幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (15) 遠江方広寺
文化元年(1804)以降、幕末まで武家伝奏の執奏となっている。
- (16) 美濃南宮社司

文化10年(1813)以降、幕末まで武家伝奏の執奏となっている。

(17) 下野大平山別当

文政3年(1820)以降、幕末まで武家伝奏の執奏となっている。

(18) 武州忍東照宮御宮金剛寺

安政3年(1856)以降、幕末まで武家伝奏の執奏となっているが、『雲上明鑑』には記載がない。

*知恩院は『光台一覽』のみに有り、他は記載がない。

『読史備要⁽⁴⁸⁾』の「社寺伝奏索引」では、武家伝奏が執奏をする社寺を18ヶ所数えることが出来るが、公家鑑を通覧すれば、上記のように、当初は西本願寺のみを取り扱っていたものが、年代を経るに従って増加したことが確認できる。

(4) 購読者

さて、公家鑑はどのような購読者層を対象として刊行されていたのであろうか。

公家鑑には、各堂上公家の家紋、屋敷地、諸大夫などが全て記されており、口向諸役人の役職名・人名・屋敷地も年を経るに従い次第に詳細な記述となっていく。前述したように、幕末になると、携行に便利な横本(半紙三つ切本)の公家鑑が各種刊行されるようになっており、購読者が公家鑑を手にして、記載の所々に出向いていたようである。文久3年(1863)「雲上便覧大全」の「序」には、「凡そ官途の人、常に一本を袖中に収め、遺恩に備へ匆卒に応ずれば、尊卑名称の弁を謬ること無し(原漢文)」とある。朝廷の役人や堂上公家の家に仕える者達を、重要な購読者としていたことが窺える。しかし、一方では、「官家にては見ざりし物なり。又見る人あるも旧本を保存せしものに⁽⁴⁹⁾あらず」との指摘もある。いわゆる「虎の巻」のように、便利ではあるが表立っては使わないものであったのかも知れない。

三井文庫旧蔵本(国文学研究資料館史料館蔵)の中に、39年分もの多数の公家鑑が含まれている。⁽⁵⁰⁾公家鑑の購入者・利用者に三井家のような商人がおり、商売に利用していたことが窺われる。

刊記によれば、公家鑑は京都以外に江戸でも販売されているものが多い。嘉永6年(1853)「袖中雲上便覧」は、京都・江戸・大阪・名古屋・和歌山・水戸でも販売されている。幕府関係者、御三家、諸大名も購読者であったようである。思いつくままに目録類を僅かに調べただけでも、尾張徳川家、佐賀の鍋島家、岡山の池田家、加賀の前田家、小浜の酒井家、盛岡の南部家などが公家鑑を所蔵していたことを確認できる。⁽⁵¹⁾

また、文化7年(1810)「新增京羽二重大全」の「序」には「遠方より来れる客ハ京都の縦横巷衢をしらざれば其門戸に至ること難く徒に時刻を移し、要用を妨るに至らん、此ことの便易からん道を求るハ、此書に如ことなかるべし」と記されている。地方から京を訪れた人たちのガイドブックの役割を持たされていたことが分かる。あるいは逆に、貞享3年(1686)「新撰公家要覧」の「序」には、「鳳闕の規式・爵位の事実、遠き人悉く之を知り易からんか。なんじの為に有職童蒙抄を以て後に附す(原漢文)」と記している。勢多章甫が『思ひの儘の記』で「雲上明鑑といふ書は、元は本願寺より其寺格の賤しからざるを、諸国の信徒に知らしむる為に彫刻したる物にて⁽⁵²⁾」と記しているのも同様である。京都以外の

地に居住し朝廷の内情を知らない人たちや、全国の本願寺門徒も読者対象としていたことが窺える。いわゆる京都土産の1つになっていたのであろうか。公家鑑が全国各地の諸機関に所蔵されている一因がこの辺りにもありそうである。

7 典拠資料

公家鑑の編修過程や情報源・典拠資料については未だほとんど知られていない。わずかに序文や凡例等から以下のことが分かるのみである。

宝暦8年(1758)2月記の「新刊雲上明鑑凡例」に、「此上何卿の御子といふ事の詳にしりたき人は諸家知譜拙記全五巻を見給ふへし、委見ゆる也」とある。筆者は方巾斎(速水)房常であり、自身が編纂した『諸家知譜拙記』を紹介している。

文政9年(1826)の「新刊雲上明鑑凡例」では、「下巻、是又先にならひて撰家より諸家・六位・両局迄を記し、頭書に諸家の系譜にて智譜拙記にもとつき略出し」とあり、『諸家知譜拙記』から諸家の系譜を略出引用していることを明らかにしている。

「雲上明鑑大全」の天保8年「序」では、「帝王録・紹運録・大系図等の諸書を集め」たことを記し、凡例においては「公卿要覧・雲上要覧・公卿御家紋笈等の古書を原とし、猶数書を集めて校訂し、新に上梓して雲上明鑑大全と号く」と記している。この「凡例」では、

- 一 御合印又御召具・輿丁等の御印は只見聞に任せて記のみ。故に洩したるも多し。
- 一 御菩提所も前条に同し。他日又校正なさん。

と、参考文献に拠るだけでなく、家紋や菩提所などは見聞調査によって記録していたことを明らかにしている。

明治元年(1868)「雲上示正鑑」では、貫練学館法務両典検校威王院室如意観慧昭が「総論」において、以下の16部の書物を以て改正したと記している。

- | | |
|---------|--|
| ①御公家鑑 | 〈享保四亥年出雲寺和泉掾板 ⁽⁵³⁾ 〉 |
| ②鳳闕一覽 | 〈享保五子年清水谷殿蔵板〉 |
| ③諸宗御門跡伝 | 〈享保十二未年関白輔実公ノ台命ヲ蒙リ、矢野右馬頭泰長輯録ノ古写本世雄山間成就寺ノ蔵本タリ〉 |
| ④万世雲上明鑑 | 〈宝暦八寅年出雲寺和泉掾梓、天保度ヨリ虎石町法泉寺求板、万延度ヨリ淳風府闍教館蔵板トナレリ〉 |
| ⑤懷玉雲上要覧 | 〈宝暦十二午年出雲寺和泉掾蔵板〉 |

- ⑥雲上総系支紀 〈慈雲院慧深権少僧都輯栗原柳菴孫之丞信充補〉
- ⑦諸御門跡譜 〈群書類従六十一両巻塙檢校保己一輯〉
- ⑧袖珍京二重 〈御室御所御蔵板〉
- ⑨御門跡寺鑑 〈天保九戌年江戸梅園輯〉
- ⑩職原図解 〈天保十四卯年尾州小塚直持輯録〉
- ⑪雲上地下表裏鑑 〈銅駄殿御内川邑大進輯〉
- ⑫御門室実紀 〈華頂府侍臣磯部典膳鯤齊集〉
- ⑬学道邪正明鑑 〈弘化二巳年牛皮山蔵板〉
- ⑭御門跡伝 〈弘化二巳年小野御殿蔵板〉
- ⑮京初音 〈文久三亥年淳風府闡教館蔵板〉
- ⑯都錦⁽⁵⁴⁾ 〈元治元子年淳風府未顕舎蔵板〉

しかし、これらの書物の内、②鳳闕一覽、③諸宗御門跡伝、⑥雲上総系支紀、⑦諸御門跡譜、⑧袖珍京二重⁽⁵⁶⁾、⑨御門跡寺鑑、⑪雲上地下表裏鑑、⑫御門室実紀、⑭御門跡伝、⑮京初音は『国書総目録』等に見いだせず、詳らかにしない。

おわりに

公家鑑は毎年のように改定を経ながら幕末を迎えたが、朝廷の制度が激変し、維新政府が成立すると、公家鑑も大きくその姿を変えざるを得なくなった。その変化にいち早く対応したのが、公家鑑から官職部分を独立させた「雲上便覧御役之部」であり、あるいは前掲の「雲上示正鑑」であった。

維新政府は、当初『太政官日誌』21号（慶応4年5月）に「官員録」を掲載したが、8月の「太政御職明鑑」以降独立させて、官許を与えた民間書肆より刊行させた。当初は「官員録」「職員録」等の書名が混在したが、明治4年（1871）以降は「官員録」と呼ばれるようになる。「官員録」は、明治19年（1886）12月からは書名を「職員録」と変え、『官報』の付録として刊行されるようになる⁽⁵⁷⁾。

一方、政府の官職部分が官員録として独立すると、残りの堂上公家諸家の名鑑部分は、武鑑の諸大名家の名鑑部分と統合され、華族名鑑へと姿を変えていくことになる。

明治2年（1869）の版籍奉還により、諸侯（旧大名）は旧領地の知藩事となり、公卿・大名の名称を廃止し、華族と称することとなった。これに伴い、まず諸侯のみを列記した武鑑に近い「華族名鑑」が民間書肆より刊行された。公家華族をも含むものとしては、明治5年（1872）の「華族階級」（須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛）を嚆矢とする。その後、様々な華族名鑑が民間書肆から刊行されたが、明治10年（1877）以降は政府による「華族名鑑」が刊行されるようになり、民間書肆からの刊行は行われなくなる⁽⁵⁸⁾。

注

- (1) 京都大学附属図書館所蔵。目録には、「慶應二年丙寅正月新刻三室戸殿蔵版」の複製とあるが、整理中に付き未確認。
- (2) 「京羽二重」は、全体としては地誌に分類されるが、当該巻は公家鑑の内容である。
- (3) 先行研究に含めるべきか疑問も残るが、川那邊観風編『雲上明鑑大全』（田中平安堂、1941年）もある。これは茶掛けによく使われる公卿の詠草について、その詠者を知るために編纂したもので、緒言に「尤明治維新前雲上明覧及数本がありますが、編纂方が見易くありませぬ。そこで予は名をいろは順に羅列して、一見して何家の人何時代薨去年月世寿等を明瞭ならしむる様にしました」と記している。
- (4) 本稿は、武部敏夫氏のこの3論文に全面的に依拠している。武部敏夫氏の研究がなければ本稿は執筆出来なかったであろう。個々には注記しきれないものもあるが、深甚の謝意を表すものである。
- (5) 影印刊行としては、『江戸幕府役職武鑑編年集成』（全36巻、東洋書林、1996～98年）、『江戸幕府大名武鑑編年集成』（全18巻、東洋書林、1999年～2000年）などがある。

森鷗外の武鑑収集は有名だが、同時に公家鑑も多数収集しており、それらは現在東京大学総合図書館に所蔵されている。
- (6) 『京都武鑑』（上・下、京都市歴史資料館、2003・4年）。
- (7) 栗田元次『綜合日本史大系第9巻 江戸時代上』（内外書籍、1927年）732項。
- (8) 東北大学附属図書館狩野文庫の「公卿名鑑」は、寛文5年（1665）の公卿の補任を記録した写本であるが、原本が版本であった可能性がある。そうすると、公家鑑成立について、栗田元次氏の説く「諸家伝」説とは別の図式を描き得るかもしれない。
- (9) 武部敏夫「公家鑑」（『国史大事典』吉川弘文館、1983年）。
- (10) 武部前掲論文。
- (11) 彌吉光長「古武鑑の形式と年紀について」（『彌吉光長著作集』第5巻、日外アソシエーツ、1982年）。

「屋敷付」は、第1冊が「御公家分限帳」であり、第2冊から第5冊が「御旗本諸大名御役并屋敷付」である。第1冊～第4冊には刊記がないが、第5冊には「寛文七年未卯月吉日 板本京東六条新屋敷河野角丞」とある。寛文7年4月本は国立国会図書館蔵。同年10月の再版本は、東京大学史料編纂所・筑波大学附属図書館に所蔵。国会図書館には他に弘化3年の写本も所蔵している。また刈谷市立図書館は、第1冊目が欠けた端本を所蔵している。「御公家分限帳」だけが他と分離しやすかったことを示しているようで、興味深い。
- (12) 188年間で刊本の確認できない年が38年あるが、この内元禄12年（1699）は、写本（注15参照）

が現存している。本文において、延宝8年以前にも公家鑑が複数刊行されていた可能性を指摘したが、天和元年以降にも、今回の調査リストから漏れている刊本が多数刊行されていた（あるいは現存している）可能性が高いことを指摘しておきたい。

- (13) 延享元年(1744)「雲上明鑑」(東京大学史料編纂所)では内題(序題)が「新改正当御公卿鑑」、内題(目録題)が「新校正御公家鑑」となっているのに対し、寛延2年(1749)「雲上明鑑」(東京大学史料編纂所)では内題(序題・目録題)も「改正雲上明鑑」となっている。

しかし、節用集に収載された公家鑑においては、寛保3年以降も「公家鑑」の書名が使われ続けた。「節用集に収載の公家鑑」で後述するように、嘉永2年(1849)「畧御公家鑑」(『大成無双節用集』所収)まで確認した。

一方、「雲上～」の書名は、節用集においては天保2年(1831)「雲上要覧」(『永代節用無尽蔵』所収)から確認できる。佐藤氏の指摘するように、文政9年(1826)の「増補新撰万代雲上明鑑」刊行に伴う東西本願寺の争いがあり、それに巻き込まれた書肆は、従来のように「公家鑑」の書名が使いづらくなり、附録からはずしたり、書名や内容を変更する形で対応したことが推測される。なお、今後の調査・研究が必要である。

- (14) この4冊の題簽は、いずれも非常によく似た形状であり、その状態からも刊行当初のものと思われる。
- (15) 写本としては、「元禄十二年の雲上明鑑」(宣長記念館蔵)が現存している。これは、本居宣長が延享2年(1745)に筆写したものである。原本を確認していないのだが、マイクロフィルムからのプリントによると、写本自体の表紙に題簽が貼られているらしく、「元禄十二年の雲上明鑑」と記されている。後筆であろうと思われる。内題などは一切記されていない。『本居宣長全集』別巻二(筑摩書房、1977年)にも「元禄十二年の雲上明鑑」と記しているが、「雲上明鑑」と記した根拠は不明である。
- (16) 宝永5年(1708)「新改正当御公家鑑」(上下、史料館)は、丁付けからすると、元来は1冊本であったと推測される。
- (17) 「本文抜萃懷玉雲上示正鑑」は刊年表記を欠くが、「雲上示正鑑」と同じく明治元年刊と思われる。筆者所蔵であるが、他に目録類では未見である。
- (18) 下橋敬長『維新前の宮廷生活続稿』(三田史学会編『史学』3-1、1924年。後に『幕末の宮廷』[平凡社東洋文庫、1979年]へ『『維新前の宮廷生活』補遺』として再録)。
- (19) 本文に前掲の武部敏夫「雲上明鑑」。
- (20) 勢多章甫『思ひの儘の記』(『日本随筆大成』第1期13、吉川弘文館、1975年)。勢多章甫は、直前の項で西本願寺を「本願寺」、東本願寺を「東本願寺」と使い分けている。このことから、この文章は、「雲上明鑑」が正しいとすると、「本願寺」は「東本願寺」の誤りであることになる。逆に、「本願寺」が正しいければ、「雲上明鑑」は「雲上明覧(大全)」と改むべきこととなる。筆者としては、勢多章甫が「本願寺」と「東本願寺」を混用したとは考えにくいことと、主に幕

末のことを記述していることから、この文章は、後発の「雲上明覧（大全）」の誤記ではないかと推測している。しかし、「寺格の賤しからざるを、諸国の信徒に知らしむる為」という目的は、東西両本願寺に共通すると思われるので、ひとまずは「雲上明鑑」の項に記しておく。

- (21) 前掲注（18）に同じ。
- (22) 本文に前掲の武部敏夫「雲上明覧」。
- (23) 前掲注（18）に同じ。
- (24) 佐藤貴裕「近世節用集版權問題通覧—文政・天保間—」（『滋賀大学教育学部研究報告人文科学』46-1、1997年）は、次のような指摘をしている。
 - ①文政8年2月、西本願寺の役人より、（節用集の付録の、筆者注）「御公家鑑」中の西本願寺の順序を東本願寺より前に据えるよう、（本屋仲間へ、筆者注）要請があった。
 - ②この要請は、「此度改正之雲上明鑑」に準拠させようとするものだった。
 - ③この「雲上明鑑」とは、文政9年刊『（増補新撰）万代雲上明鑑』（外題）のことと思われる。
 - ④この要請に板元たちは「無拠相改」めた。
 - ⑤東本願寺が乗り出して、板元たちを相手取り、訴訟を起こす旨を本屋仲間行司に伝えてきた。
 - ⑥結局、奉行所のはからいで、両本願寺がかかわったことは何も記さず、単に本屋側の彫り過ちということで口上書を提出して落着することになった。佐藤氏が指摘しているのは、節用集に関わる訴訟問題であるが、その原因となった文政9年刊『（増補新撰）万代雲上明鑑』（外題）自体に対しても、東西両本願寺の記述方法や書名の類似性などから、東本願寺は当然のごとく訴訟を起こしたものと考えられる。文政9年刊『（増補新撰）万代雲上明鑑』（外題）が1冊しか現存しないこと、1度限りで翌年以降に改訂されなかったことは、西本願寺側の敗訴を推測させる。
- (25) 天保3・4年（1832・33）の「雲上明覧」（一枚刷り）は、刊記がないが、書名が後の「雲上明覧大全」と酷似していること、西本願寺を「本願寺」と記し、東本願寺の前に配置していることなどから、西本願寺の出版と思われる。
- (26) 尾佐竹猛「雲上示正鑑都仁志喜解題」（吉野作造編『明治文化全集第1巻皇室篇』日本評論社、1928年）
- (27) なお、武部氏の紹介している中で、『雲上録』（文久～慶応年間）だけは、『和漢図書分類目録』、『国書総目録』、国書基本データベースなどに見あたらず、確認できなかった。
- (28) たとえば、前掲注（17）の「本文抜萃懷玉雲上示正鑑」（1枚、平井蔵）は、明治元年（1868）の「雲上示正鑑」（内題、懷玉雲上示正鑑）と酷似した書名であるが、同書から東本願寺関係部分のみを抜萃増補したもので、厳密には公家鑑とはいいがたい。
- (29) 前掲注（24）参照。
- (30) 「諸寺諸社伝奏」は、目次では享保年間まで「諸寺」「諸社」の順で記されているが、本文中の見出しは貞享年間以降「諸社諸寺伝奏」へと変わる。民間書肆レベルでの意識の変化が窺えるよ

うで興味深い。

- (31) 武部前掲書。
- (32) 附武家や口向については、前掲注(6)の「京都武鑑」にも記載されており、重複している。
- (33) 前掲注(20)参照。
- (34) 下橋敬長『下橋敬長談話筆記 上』(宮内庁書陵部蔵、『大倉山論集』第47輯に翻刻)。他には、未見であるが、栗原信充「雲上示正鑑正誤」(井上頼因輯『玉簾』第241冊所収、無窮会神習文庫)がある。
- (35) 前掲注(18)に同じ。
- (36) 寛文12年(1672)に称号を花町殿から有栖川殿と改む。
- (37) 元禄2年(1689)に称号を八条殿から常磐井殿と改む。
- (38) 元禄9年(1696)に称号を常磐井殿から京極殿と改む。
- (39) 京極宮家は、文化7年(1810)に桂宮家と改称し、それに合わせて本文も京極宮から桂宮に表記が変わるが、巻頭の目録は「京極宮」のままとなっている。
- (40) 下橋敬長『下橋敬長談話筆記(中)』(宮内庁書陵部蔵、『大倉山論集』第48輯へ翻刻)。
- (41) 『雲上当時鈔』(内閣文庫蔵、『大倉山論集』第26輯へ翻刻)。
- (42) 岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』(清文堂、1973年)。
- (43) 『光台一覽』(『新訂増補故実叢書10』所収、明治図書、1952年)。
- (44) 東京大学史料編纂所編『読史備要』(講談社、1966年)の「社寺伝奏索引」の凡例に、「本索引ハ、主トシテ雲上明覽所載の諸社諸寺方伝奏・京都御役所向大概覚書・光台一覽等ニ抛リテ編纂シタリ」とある。
- (45) 前掲注(41)『雲上当時鈔』。
- (46) 『故実拾要』(『新訂増補故実叢書10』所収、明治図書、1952年)。
- (47) 前掲注(43)『光台一覽』。
- (48) 東京大学史料編纂所編『読史備要』(講談社、1966年)の「社寺伝奏索引」の凡例に、「本索引ハ、主トシテ雲上明覽所載の諸社諸寺方伝奏・京都御役所向大概覚書・光台一覽等ニ抛リテ編纂シタリ」とある。
- (49) 前掲注(20)勢多章甫『思ひの儘の記』。
- (50) 『史料館所蔵史料目録第74集 三井文庫旧蔵資料〈袋綴本〉目録』国文学研究資料館史料館、2005年。三井家が「京都武鑑」も多数所蔵していたことは、前掲注(6)『京都武鑑』下の解説に詳しい。
- (51) 『名古屋市蓬左文庫國書分類目録』(名古屋市教育委員会、1976年)、『佐賀県立図書館所蔵鍋島家文書目録 一般資料(和書漢籍)編』(佐賀県立図書館、1981年)、『岡山大学所蔵 池田家文庫総目録』(岡山大学附属図書館、1970年)、『尊経閣文庫國書分類目録』(石黒文吉、1939年)、『酒井家文庫綜合目録』(小浜市立図書館、1987年)、『史料目録(新訂第五版)』(盛岡市中央公民館、

2005年)など。

- (52) 前掲注(28)参照。「本文抜萃懷玉雲上示正鑑」が、「雲上示正鑑」から東本願寺の部分のみを抜萃して作成されていることも、このことを裏付けている。
- (53) 〈 〉内は割り注、以下同様。
- (54) 「都仁志喜」のことか。
- (55) 「近代諸御門跡譜」のことか。
- (56) 「京羽二重」のことか。
- (57) 寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』(全6巻、寺岡書洞、1976～81年)。
- (58) 『中央大学所蔵名鑑類解題目録』(中央大学図書館、2004年)。民間書肆による堂上公家など縉紳の名鑑刊行は、「紳士録」へと移行していったともいえよう。なお、特異なものとしては、注(3)に記した『雲上明鑑大全』も挙げられよう。

付記 本稿は、2003年5月29日の朝幕研究会における報告に加筆修正を加えたものである。本稿執筆に際しては、会のメンバーから多大な支援をいただきました。加えて、今江廣道・岡崎寛徳・松田敬之の諸先生方に貴重な助言や調査協力をいただきました。末筆ながら記して謝意を表します。